
令和6年第2回 芦屋町議会定例会会議録（第2日）

令和6年6月7日（金曜日）

議事日程（2）

令和6年6月7日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

【出席議員】（12名）

1番 中西 智昭	2番 田中 太	3番 香田 一之	4番 長島 毅
5番 萩原 洋子	6番 本田 浩	7番 松岡 泉	8番 貝掛 俊之
9番 妹川 征男	10番 辻本 一夫	11番 川上 誠一	12番 内海 猛年

【欠席議員】（なし）

【欠員】（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代	書記 岡本 賢治	書記 山城 朋美
----------	----------	----------

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三桝賢二
モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	佐竹 功
企画政策課長	本郷宣昭	芦屋港活性化推進室長	志村亮二	財政課長	池上亮吉
都市整備課長	小田武文	税務課長	水摩秀徳	環境住宅課長	新開晴浩
住民課長	溝上竜平	福祉課長	智田寛俊	健康・こども課長	塩田健司
産業観光課長	浮田光二	芦屋釜・歴史文化課長	新郷英弘	学校教育課長	木本拓也
生涯学習課長	本石美香	ボートレース事業局次長	井上康治	企画課長	中野功明
事業課長	横田和雄				

【 傍 聴 者 数 】 1 4 名

○議長 内海 猛年君

おはようございます。会議に入ります前に、皆様に報告いたします。

御手元にお配りしておりますとおり、波多野町長から昨日の提案理由説明の中での発言を訂正したい旨の申出がありました。この申出については議長のほうで許可しておりますので、報告いたします。

.....

午前 10 時 00 分開会

○議長 内海 猛年君

それでは直ちに会議を始めます。

ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

----- . ----- . -----

日程第 1. 一般質問

○議長 内海 猛年君

本日は一般質問を行います。あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず 7 番、松岡議員の一般質問を許します。松岡議員。

○議員 7 番 松岡 泉君

皆さん、おはようございます。

7 番、公明党の松岡泉でございます。今回一般質問 2 件、お願いしたいと思っています。それでは通告書に従いまして質問させていただきます。

件名 1 でありますけども、町役場の住民サービスについてでございます。

役場の利用しやすい環境や職員の丁寧な対応は、町民の行政との信頼関係構築のために重要な要素の 1 つになっているかと思います。そのため、町民に対するふだんの情報収集と適切な対応に心がけるべきであると、常日頃から思っているところでございます。議員は他の自治体のほうに行政視察ということで伺う機会が非常に多くて、それを見ますと施設の大きさにもよりますけども窓口への誘導の動線を床に表示して迷いがないようにすることとか、受付の方が前方まで出向いて出迎えておられる姿もよく見かけてですね、私たちはそういった自治体に伺いますと、住民の皆さんと行政側との信頼関係がどうなっているのかすぐにニュアンス的に雰囲気を感じ取ることができます。そういう状況にあります。

そういった状況で我が町の役場の状況について、要旨 1 ですが役場の利便性や職員の対応の現況についてまず伺いいたします。まず、町の役場での総合案内の状況は現在どうなっているのか、伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

お答えします。

芦屋町では庁舎1階の正面玄関を入ったところに総合案内所を設けております。平成21年1月に設置して以来、来庁された方の様々なお問合せに対応しております。1名が常に待機し対応しておりますが、時には係員のほうから積極的にお声かけして対応することもあります。

なお、お問合せの内容につきましては担当部署の場所、会議室の場所、公共交通機関の時刻案内や時刻表の配布、町のイベントや行事に関することなど多種多様にわたりそれぞれに対応した案内をしております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

現在、総合案内のほうは1名の方が常についておられまして町民の皆さんが来庁された際にお困りにならないように、また親切に案内をされているということでもいい傾向にあると思うんですが、そういった行動によって住民の皆さんとのつながりも深くなっていくだろうし、使いやすい環境が整うのではないかと思います。

それでは、この役場庁舎の利用サービスの環境や職員の皆さんの対応について、住民の声についてはどのように掌握されて、その改善対策はどのように行われているのかお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

役場についての住民の声・要望につきましては、総合案内所や各担当課窓口、電話等で内容をお伺いした後、最終的には要望内容を所管する担当課で受付け、対応することとなります。要望につきましては、各担当課がそれぞれで把握しておりますが全体的な把握はしておりません。また各担当課において日頃から情報収集や検討を行い、それぞれが必要に応じた対応策、改善策を検討、実施しております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

先ほども当初お話をしましたように、住民の皆さんに対して、来庁されて町のそういった対応

は懇切丁寧に対応していかなければならないということから、我が町についてはいろんな御要望等もあると思うんですけども、不断なく情報収集してですね、それに懇切丁寧な対応が求められるといった中で信頼関係も構築されるのではないかと思います。こういった住民の皆さんの声に対しては、その対応の改善策等がありましたら適切に対応していただきたいと思います。

それでは要旨2ですけども、役場庁舎のサービス環境の整備についてでございますけれども、今のいろんな各自治体の対応を見ますと、それぞれに備品の配置も含めて改善が図られていると思うんです。我が町では各部署ではそういった対応に住民の皆さんの声に関しては、今答弁がございましたように適切に対応しているということでもありますけども、私が見る限りというか知る限りではやはり、いろんな自治体の配置備品関係の設備なんかを見ますと、我が町ではまだまだ改善の余地があるのではないかという認識を持っております。まず1つは、軟骨伝導イヤホンの設置についてお伺いしますけども、今部署ではそれぞれに配置されてこれについては軟骨伝導イヤホンですので福祉課になるかと思うんですけど、実は軟骨伝導イヤホンですが、奈良県立医科大学の細井学長さんが耳の軟骨を振動させて音を伝える経路を研究して、2004年に軟骨伝導という技術を発見されておりまして、この学長さんは難聴によって認知症が起これと。認知症の要因の1つとして難聴があるということを訴えられておりまして、軟骨伝導の活用によって難聴で困らない社会の実現を目指して、今、取り組んでおられます。現在、難聴の方が日本全体で1,400万人ぐらいおられるということで、そのうち補聴器を活用されている方は200万人ぐらいということでありますので、1,400万人から比べると非常に少ないと思うんですけど、軟骨伝導イヤホンの研究をして、特徴として音を出す穴がないと。それから清潔に保ちやすいと。音が明瞭に聞こえてしかも音漏れが少ないといった特徴があるということで紹介されておりまして、このイヤホンを皆様に利用してもらいたいということを言われています。

なお、福祉の窓口にそういったイヤホンを設置するというのも重要ですけども、本来であれば難聴の方がこういったイヤホンを自分で確保できて着けられるような環境が整えばいいと思うんですけども、何せちょっと高いといったところもあつたりするんですけど、私が調べたところによりますと軟骨伝導イヤホンは結構格安に入りそうな感じもあるので、費用対効果からすると部署に配置することは非常にいいかと思うんですけど、これについての見解を求めます。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

芦屋町におきましては、福祉課の高齢者支援係と障がい者・生活支援係のそれぞれの窓口で、今、助聴器というものを設置しております。手に持ってスピーカー部分を耳のほうに当てることで、職員の声聞きやすい大きさに調整することができます。軟骨伝導イヤホンは耳周辺の軟骨

を、今御紹介ありましたが、振動させて音を伝えますが、助聴器は音を大きくして耳に届けるものでございます。音の聞こえをよくするものとしては、同等の効果があります。軟骨伝導イヤホンのメリットにつきましては、今、議員のほうから紹介もありましたが、イヤホンに耳にかけると両手が自由に使えるというメリットもあります。あと集音器を職員の近くに置けば、周囲の余計な雑音を拾わないとかいうところも挙げられております。助聴器のメリットとしましては、先ほど軟骨伝導のほうでもお話ありましたが衛生的な面もあるといいますが、助聴器のほうはいよいよ耳に添えるだけなので、さらに衛生的に好まれるということも挙げられます。現在設置しております助聴器は、使用者からよく聞こえるとの評価を受けております。スムーズな窓口対応につながっております。基本的に現在の助聴器を今後も有効活用していきたいと考えておりますが、軟骨伝導イヤホンの有効性につきましては、比較検討を行うため福岡県内にも導入済みの市町村でございますので、そちらのほうから調査研究を行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

現在、福祉課のほうに助聴器が置いてありました。あれもちょっと聞かしていただきましたけれども遜色なく使えてて、実際に配置されているので新たに軟骨伝導イヤホンを購入して配置するかについては、無駄になるというところがあるかもしれませんけども、特徴からして非常に利用者にとっては使いやすいものだし、衛生的にもそういうものも含めて勘案すればよりいいかなと思うんです。だから導入時期とか費用対効果を勘案して、すぐにとりとなかなか難しいところがあるかと思うんですけども、今後そういった備品の購入に関してはしっかりと検討していただきまして、難聴者の方で認知症防止もなりますので対策としては十分にいいのかなと思います。芦屋町にも多くの方が難聴で困っておられる方がおられますので、助聴器を来られたときに利用されているってことは間違いないことであるので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

2つ目はですね、傘のしずく取りです。

現在、町の入り口のところには朝、雨が降っているときに、来庁したときにビニールとかの、モールに行っても結構そういったところありますよね。大体ほとんど傘を持ってそのまま入ってこられますと、そこへしずくが落ちて、滑って事故になったりするというので、我が町もしっかりと取り組んでもらって、ビニールの配置してもらって来庁者の方がそれを使って入っていただくと庁舎内の床が濡れることがないということなんですけども、実はですね、兵庫県の芦屋市なんですけど、2022年の8月ですのもう2年ぐらいなるわけなんですけど、新聞によりますと

そういうのが載ってて、1つは温暖化防止の件もありますし、ビニールということでプラごみの削減を目指すということで、しずく取りの機器です。濡れている傘をばっと入れて2、3回振ってやると、しずくを全部落としてくれてそのまま持って入れるというようなものを入れてるということなんですけども、これの導入についての見解を求めたいと思います。

○議長 内海 猛年君

財政課長。

○財政課長 池上 亮吉君

しずく取り機器の設置についてお答えいたします。

町の公共施設には現在、しずく取り機器を設置している場所はありません。

なお、雨の日の傘対応としましては、財政課の所管する役場本庁舎には4か所全ての入り口に傘立てを設置しているほか、正面玄関と郵便局側入り口の2か所には傘袋も設置しております。

議員、御説明ありましたとおり、このしずく取り機器を設置する最大の利点はビニール製の傘袋を使用しないため、地球温暖化防止とプラスチックごみ削減の観点から環境保全の取組の一環となるということです。また住民サービスという観点では、しずく取り機器は傘を差し込み、数回振るだけでしずくを取り除くことができるため手軽に利用することができ、住民サービスの向上につながると思われます。一方、費用対効果としましては、役場本庁舎における傘袋の年間購入枚数は1,600枚、費用は約5,000円で、しずく取り機器は1台10万円を超える機器が主流ですので効果が高いとはいえません。つきましては、しずく取り機器の設置については、環境行政担当課の環境住宅課や各施設主管課と協議調整を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

ちょっと機器が高いということもあるので費用対効果はどうかなと思うんですけども、その辺りの考え方としましては、先ほど申しましたようにプラごみの削減、町としても対策を講じているところありますので、また温暖化防止、町もこれ取り組んでおります。そういう視点を持って、お金がかかるからやめるということではなくして、地球に優しい環境づくりを訴えている町でございますので、しっかりとそれを踏まえながらやっていただきたいと思います。

これに関する最後の質問ですけど、こういった町民の皆さんの声というのを、今のところ各部署間でそれぞれで対応されているところがございますけども、私個人としましては、町のそういった町民の声をしっかりと承って改善していく、これは全体的に対応すべきだという能動的に対応すべきではと考えるわけですけども、この点はいかがでしょうか。

○議長 内海 猛年君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

現時点ではございますが、総合的な対応をつかさどる部署の設置等は考えておりません。住民の皆様からの要望は町長の手紙、町のホームページの「ご意見・ご提案」、役場窓口等で伺い、基本的には各担当課で対応をさせていただいております。また要望の内容によっては複数部署にまたがるもの等もございますので、必要に応じて関係課による調整会議等によりまして総合的な対応を行っている状況でございます。また住民サービスの向上に向けましては、職員自らが日々の業務や先進自治体の事例等から問題点を発見し、解決できる主体性ある職員を育成できるよう職員の資質向上や能力開発に取り組んでいるところでございます。このため繰り返しになりますが、総合的な対応をつかさどる特定の部署の設置等によらず、要望内容に応じた関係部署による調整会議等により対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

とにもかくにもですね、町民の皆さんの声を大きく拾っていただきまして、それに懇切丁寧な対応を求めたいと思います。

2件目に移らせていただきます。2件目は、人材発掘・育成についてでございます。

この件につきましては、令和5年の第3回定例会におきまして、この件を私自身に取り上げておりまして質問をさせていただいておりますけれども、改めて今回質問させていただきます。

今回も人材発掘・育成について質問させていただくわけでありまして、この件につきましては総合振興計画の中にですね、6次の振興計画でしっかりとうたっている肝であります。町を今後、将来に向かって元気に皆さんが過ごせるような計画の肝であります。人をつくるところに視点を置いていますので、しっかりと今後も考えていただきたいと思いますし、私自身もいろんな提案をさせていただいて検討していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

1つ目はですね、自治区の担当職員制度の推進状況と育成についてでございます。

初めにですね、当該制度の進捗状況はどうなっているのか伺いたいんですけど。実はコロナがあつてなかなか、この担当職員制度が設けられましてどうなっているか分からないような実態になってですね、以前は我が栗屋区にも職員さん来ていただいて、いろんな課題を聞いていただいて、ものすごく盛り上がったなって感じがあるし、職員さんたちも元気に来ていただいて顔見知

りになったりとか自治区の皆さんものすごく感動されていたんですね。日頃なかなかお会いする機会もないっていうこともあるんですけど。で、職員さんもしっかりとそれを庁舎持ち帰っていただいて、町長が言われたように「いや職員が育ってるんだ。」という話をされて、この制度の良さを実感したわけですけど、その後ちょっと見えないなと思っていて、分からないところが非常に多いんですけど、進捗状況は今どのようなようになっているんでしょうか、お伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

自治区担当職員制度ですが、芦屋町住民参画まちづくり条例による協働のまちづくりの実現のため、全ての職員が地域の活動に参加し、住民の皆さんによる自主的な地域づくりのサポートを目的として平成26年度から開始しております。そして、ステップ1からステップ5までと、時間をかけて徐々に自治区の方々と人間関係を構築していきながらサポートしていく予定でした。

まず、平成26年度から2か年はステップ1として、職員が住民の皆さんと顔見知りとなるため、職員が自治区行事へ参加する。平成28年度から2か年はステップ2として、職員が自治区活動の実態について理解するため、会議などに参加する。そして、平成30年度から2か年はステップ3として、モデル地区に選出された3つの自治区で、将来的な地域の在り方を検討し、住民と協働して自治区の計画を策定する予定でした。このように段階を踏み、最終的には全自治区の将来の在り方や課題解決のためのまちづくり計画策定を目標としておりました。

ところが、令和元年度に自治区活性化促進会議での検証を経て、各自治区の現状を踏まえ、全自治区でのまちづくり計画策定ではなく、策定を希望する自治区のみの支援とし、行事の支援については継続して実施することと活動計画を変更しました。しかしながら、その後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和2年度、3年度は行事が全く実施されず、支援を行うこともごさいませんでした。そして令和4年度からは徐々に行事も再開されておりますが、以前ほどの支援の要請はあっておりません。

なお、令和5年度の実績ですが、10自治区12行事へ32名の職員が参加しております。そして令和6年度は8自治区17行事へ40名の支援要請があっており、職員が参加する予定としております。

以上が当該制度の推進状況となっております。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

当制度ですけども、当初の計画からしますと大きく変わったと。今の経緯については今ちょっ

と御説明がありましたので、元年のそういった促進会議において変更を余儀なくされたというお話でした。自治区の状況によってそういった計画に对应できないと、また対応できないといったところもあるので、その辺りについてはここでとやかく言えないところでもありますけども、当初の計画からすると大きく変化したんだなと。私自身としては今の実情から見るとそういった自治区からの要望というか、町に対してそういった支援を求める声が少なくなったっていうのは、ちょっと残念なところもうかがい知ることができるんですけど。とにかくにもこの制度につきましては、そういった協働の自治区の活性化に向けた取組に大きく関わってる議案でありましたけども、今回私はそういった自治区の活性化に関わる、また地域コミュニティーに関わる人材育成については一部関わるわけですけど、そのほかにも、職員さんの育成についても、町長が言っておられましたように、またそういう部下がそこに現場に進出するってことは非常にいいことだということで私も理解をしておりました。こういったことで活動計画が変更されたということについての影響はどのように考えておられるのか伺いたします。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

令和元年度に自治区活性化促進会議で事業について検証した際、ステップ3以降の自治区のまちづくり計画策定という取組が課題解決という目標から外れて、逆に区長や区役員にとっては、重荷、大きな負担となっていることが判明しました。このため自治区にとって有意義である行事支援活動、旧ステップ1を中心とした制度に変更した経緯がございます。その後、コロナ禍の間は自治区の行事が実施されない時期があったため、そのあと行動制限が解除されて現在もその影響が残っており、行事の支援要請が減っている状態でございます。

ただ、先ほども申し上げましたとおり行事は徐々に再開されつつあります。このため、活動計画は芦屋町の現状に即した形に改善されたものと考えております。また、区長や区役員の方たちはこれから計画を策定しなければならないという義務感から解放され、不安や負担を取り除かれたと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

計画変更されたということですので、影響も大きいかなという、今、答弁だと思うんですけど、私自身は自治区についていろんなところでお話をお伺いしますと、課題としては同じような課題を多く抱えておられるのじゃないかなと思います。そういった課題に対して職員さんが関わって

ですね、そういった計画を、課題を改善するためのですね、計画策定についても関わってくれるということで、ある程度解決策も見えてくるかなと思ったんですけど、その辺りは自治区のほうから言ってこないとなかなかそういったものが進まないということになりますので、やはりそういう状況にあります。その点を踏まえて行政側からもアタックしてもらって、1つの自治区に行った場合の課題の解決策については、区長会等のような場面でもいいですし、また自治区に入っただけでいいようなチャレンジをしていただけて広がっていただければ、拡大をしていただければよろしいかなと思います。

一方ですね、そういった自治区の方についてはそうなんですけど、もう1つは職員さんの能力向上、現場主義っていうか、入ってから能力を拡大していく、資質を上げるというようなこともこの計画の裏には、一方ではメリットがあったわけなんですけど、人材育成についての基本的に職員さんの能力開発に関しては、それぞれの基本方針が定められて、職員の人材育成については計画的に行われているところでありましょうけども、自治区活性化に伴う担当職員制度について本来勝ち得るメリットがあったわけですが、この点についての補強というか、補填はどのように考えておられるのか伺いたします。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

この制度における職員の人材育成のメリットは、地域の方々の顔を覚える。地域のことを知る。職員の顔を覚えてもらう。主にこの3点です。行事も徐々に再開されつつありますので、職員が自治区の中に入り、行事を支援することで地域の方たちと顔見知りとなり、意見交換する機会はこれからますます増えていくものと思われれます。このため、自治区担当職員制度は今まで同様に人材育成の一助になり得るものと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

職員さん今後またですね、活躍していただきまして地域にも貢献していただければと思います。

続きまして要旨2ですけれども、福祉ボランティアポイント制度の導入について伺いたいと思います。

福祉ポイントのボランティアのポイント制度の件なんですけど、その前に福祉ボランティアの活動についてなんですけど、関係者に聞くとですね、やはり疲弊している状況で、活動を支えている活動家が非常に少なくなって困っているという話を改めてお聞きするわけなんですけど、町として

ですね、そういった福祉ボランティア活動の状況を現在どのように捉えておられるのかお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

芦屋町内には様々なボランティア団体がありますが、今言われました福祉ボランティアについて私のほうから御回答いたします。

まずは、福祉活動を行う6つのボランティア団体で構成される芦屋町手をつなぐリボンの会がございます。約150人の会員によって構成されております。団体の内訳は高齢者への弁当の配食、見守りを行っている八朔の会、子供への本の読み聞かせを行うにじの会、住民の健康管理、体力増強の推進を目的に活動している食生活改善推進会、福祉施設への訪問ボランティアを行うあしの会、幼稚園や高齢者施設などに訪問し、影絵や人形劇を行うめるへん、聴覚障害者の支援のために手話を学ぶ芦屋手話の会です。各団体とも精力的に活動を行っておりますが、会員の高齢化によって会員数は年々減少しており、今言われました後継者が育っていないというところが大きな課題となっております。

次に有償ボランティアになりますが、あしや助け合い・支え合いの会、通称あしたの会です。活動内容としては高齢者のごみ出し支援、室内の清掃、見守りも兼ねた話し相手など多岐にわたって活動を展開しております。令和5年度末の会員数は利用会員53人、協力会員50人となっております。手助けしていただける協力会員は、制度開始当初の平成30年度時点では34人であったため、それからは増加しておりますが近年は横ばいの状況となっております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

町のほうも現状として、登録ボランティア活動家が減っているというのはもう、よく掌握されているということでこれをどうするかということなんですけども、それは減少傾向にある活動に対して町としての支援策はどのようにお考えでしょうか。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

活性化への支援ということで芦屋町手をつなぐリボンの会に対しましては、町としては福祉分野のボランティア活動の一助となるよう、芦屋町社会福祉協議会を通して補助金を支出しており

ます。会のさらなる発展を期待しまして、これまで年間１５万円だった補助金を令和６年度から３０万円に増額しております。

一方、あしたの会に対しましては、有償ボランティアであることから金銭的な支援は行っておりませんが、社会福祉協議会が支援しているほか、公的サービスで対応できない困り事を抱えた方へ会の案内を町として行っているほか、広報あしやで会の活動を取上げるなど会員数の増加に向けた支援を行っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 ７番 松岡 泉君

活性化に向けた取組を積極的に行っているということで、非常にいいかなと思います。話に聞きますとボランティアに関与して補助金が町から提出されて、支援金を出していただいているということで、金額も町長からですね、１５万だったんですかね。それを３０万にさせていただいたということで非常に喜んでおられて、「活動も少し、できやすくなりました。」っていう話をお伺いして、町長もしっかりとその辺り見ていただいているので、本当に心強い限りでございます。ただ金額を増やすというだけでは、やっぱり町長もそれでは活性化できないだろうとお考えになっていると私も理解しています。ただ私も１５万から３０万ですから結構な強い支援策かなとちょっと思うわけですけど、実はこの要旨にうたっていましたように福祉ボランティアポイント制度とかあるということで、これはどうかということで前もちょっとお話ししたのかもかもしれませんが、いい返答はもらえなかったし、なかなか難しいのかなと思いますし、現在先ほどの話でありましたように、有償であしたの会を発足したりとかですね、そういった同じように重なるっていうのもあったりするんで、すみ分けがちょっと難しいとかいうこともあるんですけど、そういうことがございましたけども私は隣にそういった岡垣町にそのボランティア制度を導入していることはありましたので、そういうことも含めて前もちょっと申したかと思うんですが、岡垣町がやっているからそれに見習ってやれっていうわけじゃないんですが、いい結果があればそういうのはもう町としては考えたほうがいいんじゃないかなと思って。

実は４月、今ちょうど議会を代表して社協のほうにお伺いして一緒に活動しているわけですけど、そういう関係があるので４月の２４日に岡垣の社協のほうにこの運営に関してお話を伺ってきました。経緯としては平成２８年ぐらいに、そういった福祉ボランティア制度が全国にばーっと広がっていった、岡垣町も目的はそれぞれあるんでしょうけど、そのときに「うちの町でも」ということで岡垣町も全国のそういった受入れ自治体を見習ってやり始めたっていう経緯だったそうです。

内容的にいいますと福祉ボランティア活動の支援とか地域貢献の奨励、それから2つ目の目的として高齢者等の生きがいづくりや介護予防の促進に寄与すると。3つ目がボランティア活動を通じた地域力の強化ということをやったって導入したということでありました。現在令和5年の登録者数が579名です。6年に609名ですので30名増えていると。このポイントの還元される方はその中の120名今年度あったそうです。だから活動家が登録されていても、実際はポイントたまってポイント制度の中で還元して利用される方は、申請されたのが120名ですけども、我が町と岡垣町の人口も違いますし、活動家にそういった違いがございますけれども、割合としては結構多くの方が福祉のそういった目的に賛同されて活動されているということがありますので、目的に見合った形で効果も若干上げているかなと思うんで、我が町も福祉ボランティアポイント制度導入について、いかがなものかお聞きいたします。見解をお願いいたします。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

お答えいたします。

近年、介護予防を目的としたボランティアポイント制度、こちら全国の多くの自治体が実施しております。制度の内容としましては今、岡垣町の例がありましたが他町の例を申しますと、高齢者の方が介護保険施設等で自らの健康保持を目的に行ったボランティア活動に対してポイントを付与し、たまったポイントによって商品券等と交換できるというものでございます。日本福祉大学が検証しておりまして、その検証ではボランティアポイントに参加した人は地域の活動に参加する。また友人と会う。笑う。といった行動が増えているとのことです。このことから介護予防の視点からは効果があるといえます。よって芦屋町としまして、この度老人憩いの家の廃止に伴う新たな町の高齢者施策、こちらの1つとして今、私申しました介護予防ボランティアポイントの導入、こちら検討する予定としておりました。

今、松岡議員の御質問である人材の発掘・育成の観点から申しますと、対象者を高齢者に絞ったものではなく全年齢を対象としたほうが効果的であるのではないかと感じました。町内のボランティア団体には福祉系以外にも様々なボランティア団体がございます。制度設計におきましては、これらの団体の活動をどこまで対象にするかなど検討が必要でございます。また有償ボランティアである、あしたの会とのすみ分けもこちらも検討材料の1つといえます。あと、財源などを含めた中で制度構築に向けた調査・研究についてこれから行ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

当該制度の導入について検討いただきまして、良ければ人材の発掘・育成につながっていけるようにして、またボランティア活動が活発化することを期待したいと思います。

それでは要旨3に移らせていただきます。

人材育成事業補助金利活用の啓発についてでございます。

この件につきましては、また私も去年の第3回の定例会で協働事業提案制度について一般質問をさせていただきました。その際にそういった補助金制度の支援もいただきたいという話をしましたところ、町のほうとしましては現在それに類似する人材育成事業補助金があるよということでありました。前任者であります池上課長から「いや、その件については今後検討して計画の補助金制度について見直しを今やっている」ということで、早速やっていただいて実は今年度のホームページ、つい最近のホームページにもずっと載っていきまして説明も十分にされていまして。

そこで何で私が口挟んでまた言い出すかっていいますと、実際の今までのそういった要綱に関してあったんだけど利用されてないと。そういったところもございましたので、これについてはやっぱり、せっかく町として設けていただいた要綱を十分に関係の方たちが見てですね、使えるような環境整備が要るのじゃないかということで、今回一般質問させていただくわけですけど、まず初めに、要綱改正の経緯について確認したいと思います。よろしくお願いします。

○議長 内海 猛年君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

芦屋町人材育成事業補助金交付要綱は平成19年4月に施行されましたが、近年では活用されていない状況でございました。当町では第6次芦屋町総合振興計画におきまして、町の将来像を「人を育み 未来につなぐ あしやまち」の実現に向けまして、人づくりを進めているところであり、この施策を進めるためにもより活用しやすく、活動を行うきっかけとなるよう、芦屋町人材育成補助金交付要綱及び本補助金の交付審査基準を改正し、令和6年4月に施行したところでございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

活用されてなかったということもありますけど、要綱を改正されてですね、より拡充されたと思います。それでは主な改正点はいかななものでしょうか。

○議長 内海 猛年君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

主な改正点につきましては3点ございます。

1点目は補助対象者の年齢の引下げでございます。改正前は、町内に住所または勤務地を有する20歳以上の者としておりましたが、成人年齢の引下げに伴い18歳以上とするとともに対象者を団体等とし、団体等の代表者が町内居住または在勤していることとしております。

2点目は補助率・補助額の拡充でございます。改正前は対象事業費の4割以内20万円を限度としておりましたが、対象事業費の9割30万円を限度としております。

3点目は補助金交付審査基準の見直しでございます。改正前は事業の波及効果や事業の継続性を審査基準に規定しておりましたが、事業の計画性と実現性や自主的、主体的に活動を行う意識が認められるかなど、審査基準の見直しを行っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

改正点も大きく拡充されて利用しやすい環境、また補助率もかなりアップしていただいていると。利用者にとっては非常にいい話だし、使い勝手も良くなったんじゃないかなと、私もそのように判断します。

ただですね今、審査基準の見直しもやったんだよってということで、これが重要なところだと思うんですけど、使い勝手とか利用のしやすさとかいうのも含めて改善はされたんだけど、それが使えるかどうかっていうのが重要な点になってきますので、この審査基準はどのようになったのか、大きく変更されたのかと。その点をお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

審査基準の見直しに当たりましては、申請をしようとする方が審査基準を見たときに対象事業とならないと思ってしまう懸念はないか。事業計画書から審査基準と照らして明確な審査ができるかなどの視点で見直しを行っております。具体的には、以前の基準では伝統文化や産業及び地域活動の活性化等のために行う実践的活動に該当するかという項目がございました。

しかし、この基準を地域の活性化や課題解決につながる公共的な取組であるかに見直すことで、対象事業となる範囲が限定的なものと認識されないようにしております。また、以前の基準では活動の継続性が認められるかという項目がございましたが、現行の基準では継続性という記載はなく、言い換えますと単年度事業であっても対象となりうるということになります。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7 番 松岡 泉君

お話を聞きますと審査基準もかなり柔軟にしておられて、非常に利用者はチャレンジもしやすい環境にあるかなと思うんですけど、我が町で人づくり、発掘・育成するという視点から捉えますとこの要綱は非常に改善されてよくなったとはいえ使う人がどのくらい知るかということが重要なんですけど、SNSを見てもみますと、非常にいろんなところにも声かけもされているという、ちょっと見たところ感じるわけですけど、啓発の取組については、この件はどのように今なっていますでしょうか。

○議長 内海 猛年君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

補助金の利活用を促すため広報あしや、町のホームページ、町公式LINEによる配信により、本補助金の周知を図っております。またボランティア活動センター登録団体、体育施設年間利用団体、それから同好会、体育協会、文化協会等へ直接チラシを配布し、利活用の促進に努めているところでございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7 番 松岡 泉君

関係する地域コミュニティも含めて、団体に対して細かく啓発をしているということでありますので、伝わっているかなと私は思います。私もSNS、ホームページを見てですね、懇切丁寧に今回書かれていて、要綱が変わった点については非常に理解もできましたし、よかったなと思います。

最後にちょっとお願いしたいのは、実は行政側からするとそれ以上のことはなかなか対応は難しいと私も理解しますが、使う人の身になってみればどんなものに使えるかなってというのが、や

はり最後には来るわけですね。必要性のある方はそこに確認されると思うんですね。行政側に行って実際こういう案を持って、活用させて要綱に従って「申請したいんですけど」っていうことは来ると思うんですけども、あまり関心がないとかそういう人は使わなくてもいいんですけど、どちらかというとなんな中에서도分からなくて、「知らない、分からない」っていう人もおられるんですよね。そういう人たちはこの要綱は「こんなものには使えるんだよ」っていうのまで訴えていただいたらですね。「あっ。」とやっぱり気づかれると思うんですね。

せつかくこういった人づくりに貢献するものを作っても利用されなければ何にもなりませんので、そういった視点を捉えまして、できたら活動例なんかも訴えていって、行っていただければありがたいと思うんですけど、そういったことは可能でしょうか。できないでしょうか。できたらやっていただきたいと思うんです。この点いかがでしょう。

○議長 内海 猛年君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

まず、現状の取組の説明をさせていただきたいと思います。利活用しやすい環境づくりの取組でございますが、補助金を活用するためには補助金申請、それから事業計画書などの書類を必ず作成していただく必要がございます。申請を希望される方の中には、申請書の作成などに不慣れな方もおられると思いますので、申請書作成のサポートや事業計画書のアドバイス等、担当職員が随時、相談を受付けている状況でございます。

議員御質問のその後の利活用の例ということでございますが、本補助金の活用実績を広報あしやに掲載することなどによりまして、補助金対象となる事業がイメージでき、補助金を活用してみようと思ってもらえるよう取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

この要綱が活用されることを願っております。

総合振興計画の中にしっかりとそういった人づくり、発掘・育成について掲載されて、それを目標に町は頑張っているところであります。そういったことを踏まえて、施策のほうもいろんなこの計画を実現するための具体的な施策を逐次いろんなところで発揮していただきたいと思うんですね。これは議会のほうもそういったことで真剣に考えていかなくてはならないし、執行部側にとってもそういった施策を次から次から展開していただきまして、この6次の振興計画が確

実に実現される中で、町が潤っていくことを期待しまして私の一般質問これをもって終わります。

○議長 内海 猛年君

以上で、松岡議員の一般質問は終わりました。

次に6番、本田議員の一般質問を許します。本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

皆様、おはようございます。6番、本田です。件名は1件です。通告書に沿って質問させていただきます。

今年3月に第9期芦屋町高齢者福祉計画が策定されました。この第9期芦屋町高齢者福祉計画は令和6年度から令和8年度までを計画期間とし、その計画期間の中心となる令和7年度には団塊の世代が75歳以上となり、高齢化社会を迎える重要な時期となってまいります。御存じのように我が国では、高齢化の進行により2025年には後期高齢者が2,000万人を突破すると言われており、芦屋町においても後期高齢者が2,400人を超え、人口に占める後期高齢者は19%を超えると予測されております。また後期高齢者の増加に伴って、要介護者や認知症の方も増加することが予測されております。

今年の3月末をもって第8期高齢者福祉計画が終了し、新たに施策の実施状況や効果を検証され、福岡県高齢者保健福祉計画や福岡県介護保険広域連合が策定する第9期介護保険事業計画との整合性を図りながら、地域包括ケアシステムのさらなる深化を図るために、第9期高齢者福祉計画が策定されたことにより、芦屋町に生まれ育った人はもとより、芦屋町以外で生まれ育った人もついのすみかとして芦屋町に住居を構え、安心した日々の生活が営まれることを望むものであります。今後さらなる高齢者の人口が増加することが予測されており、高齢者を取り巻く環境は近隣住民との関係性や自治体との問題と、課題は多岐にわたっております。

そこで計画の策定といつまでも住み慣れた地域で暮らせる町あしやを目指し、その重要な時期を迎えるに当たって実施されたアンケートで見る芦屋町の高齢者の現状から、アンケート結果に基づく現状や課題と、今後の福祉計画と地域住民の交流の場として、自治区で開催されているサロン事業のことについてお尋ねをいたします。

要旨1としまして、芦屋町高齢者福祉計画の策定について。

高齢者福祉に関する住民アンケート調査され、住民の意見の把握や反映に努めたと記載がありますが、高齢者福祉計画の策定過程において地域住民の声がどの程度反映されているのかについてお尋ねをいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

お答えいたします。

高齢者福祉計画の策定に当たりまして、2種類のアンケート調査を参考としております。

1つは介護保険広域連合が実施しました高齢者生活アンケートです。これは65歳以上の要介護認定を受けていない人を対象としておりまして、要支援、要介護になるリスクが高い人を把握するとともに、生活機能や日常生活の状況を調査することを目的としております。アンケートは毎年実施されておりますが、対象者は芦屋町の65歳以上の人口の10分の1を無作為で抽出しております。

なお、計画策定に参考としましたアンケートは令和5年度に実施したもので、349人に対し発送しまして、回答数は176人、回答率は50.4%となっております。

2つ目は今回の計画策定のために実施した高齢者福祉に関するアンケートです。計画策定に必要な基礎データを収集・分析することを目的に実施しております。対象者は65歳以上の人1,500人を無作為に抽出しております。回答数は846人で、回答率は56.4%でした。令和5年9月末の高齢者人口が4,274人であるため、約19.8%の方の意見を聞くことができております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

一般的にアンケートの回答率の平均は3割程度と言われておりますので、半数を超える回答率は対象者の意向が十分に反映されているものと思われます。

そこで要旨2になりますが、地域の課題やニーズについて。

高齢者福祉計画に盛り込まれた具体的な内容には、どのようなものがあったのかについてお尋ねをいたします。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

アンケート結果を踏まえて、計画では7つの課題として抽出しました。

1つ目は健康についてです。健康について知りたいことの設問で、「がんや生活習慣病にならないための工夫」、「望ましい食生活」などの回答が多かったことから、いかにして健康づくりに意識づけを行っていくかが課題であります。

2つ目は介護予防についてです。地域づくり、健康づくり活動の設問では、「既に参加している」、「参加してもよい」など積極的な参加意向が半数を少し上回っておりますが、同数程度で「参

加意向がない」との回答であるため、どのように参加意向に意識を向けるか、または自宅でできる取組をいかに普及するかが課題となっております。

3つ目に在宅生活の支援についてです。アンケートでは炊事、洗濯、掃除、ごみ出しなど身の回りのこと、外出時の移動手段のことなどに関して高齢になるほど困っているとの結果が見られました。今後、高齢者の一人暮らし世帯や高齢者のみの世帯が増加することが見込まれており、今以上に日常生活の困り事の解決や介護保険制度では対応できないごみ出しなど、生活支援を必要とする人が増えてくることが予想されます。高齢者の日常の付き合いでは、「あいさつをする程度の人がいる」、「付き合いはほとんどない」といった地域での結びつきが少ない方が4割程度存在しております。そのため、地域での結びつきを強めていくことが重要でございます。また、将来介護が必要になった場合の介護意向については、「自宅に居住したまま、必要な介護サービスや家族による介護を選択しながら介護を受けたい」という意向が大きくなっており、在宅医療や介護サービスを推進することが求められております。

4つ目は認知症についてです。認知症についての不安や心配事についてでは、「家族を含めた周囲への迷惑」、「認知症への不安」、「予防の方法」、「認知症への対応や介護の仕方」などが主な回答として上がりました。そのため認知症に関する正しい知識の啓発が必要です。また本人や家族が不安にならないよう、相談体制を充実させていくことも必要となっております。

5つ目は安心・安全についてです。回答者の2割弱、特に女性や85歳以上の高齢者の多くで、災害時に1人で避難できないなど災害時における不安を感じているため、避難場所を含めた災害に対する情報のさらなる提供を行い、災害に対する理解を深めていくことが急務となっております。

6つ目は社会参加と生きがいづくりです。今後やってみたいことでは、「健康づくりや運動など体を動かす活動」、「趣味の活動」といった社会参加の充実が求められております。高齢者が積極的に社会活動や地域活動に参加することは健康づくりや介護予防にもつながります。そのため自治区や老人クラブ、ボランティア活動などの地域活動への参加促進など、高齢者の生きがいづくりを進めていくことが必要でございます。

7つ目は高齢社会対策への総合的な取組です。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしている社会づくりに向けた施策として、最も重要度が高い取組としましては、「外出しやすい環境の整備」、次いで「高齢者に対する犯罪や消費者被害、交通事故防止の対策」となっているため、これらの施策の充実も図っていく必要がございます。

以上になります。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

今、7つの課題をお聞きました。その中の1つに在宅生活の支援についてがありました。在宅支援は地域での支え合いが重要となる中で、課題の潜在化や孤立化が危惧されています。芦屋町ではあしたの会をはじめとする様々な住民主体の取組が進んでおりますが、町としては今後どのような形で住民主体の活動を支援していく計画があるかについてお尋ねをいたします。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

課題の3つ目でも触れましたが、地域での結びつき、互いに助け合える地域づくりを進めていくことが重要となります。そのため、住民同士の支え合いを進めるため社会福祉協議会と連携し、住民主体の生活支援の推進及び実施主体への支援を行うこととしております。社会福祉協議会に配置しております生活支援コーディネーターを中心に地域の課題を把握し、あしたの会など在宅福祉ボランティア活動を支援するほか、あしたの会が実施しているサービスの強化等を図っていくこととしております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

芦屋町の高齢者の施策の向上に資することを目的として必要な基礎データを収集し、分析をされている中から、人口構造や世帯数や要介護等認定者数の項目では、人口は減少傾向で高齢化率は毎年上昇し、世帯数は横ばいで高齢者の一人暮らしが年々増加の傾向となっております。このような現状から高齢者や障害者の生活支援について、具体的な取組は何が予定をされているのかをお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯が安心して生活していくためには、高齢者の生活状況や心身の状態にマッチした多様なサービスの提供が必要となります。新たな取組というよりは、現在のサービスを必要な人に的確に届けることが重要であります。

現在も実施している高齢者等配食サービス事業、介護用品給付サービス事業、高齢者等寝具洗濯サービス事業、緊急通報システム事業、救急医療キット給付事業、高齢者等住宅改造助成事業などの事業を福祉サービスガイドなどで広く周知するほか、ケアマネジャーや民生委員などに制

度を周知することによりまして、高齢者宅を訪問したときなどにサービスを案内し、必要なサービスの利用につなげることとしております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

芦屋町の高齢者福祉に関わる公的社会資源の現状はどうなっているのかについてお尋ねをいたします。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

芦屋町内には令和5年9月時点の公的社会資源としまして、芦屋町地域包括支援センターのほか、居宅介護サービス事業所が20事業所、居宅介護支援事業所が6事業所、グループホームなど地域密着型サービスが7事業所、特別養護老人ホームが2事業所、介護老人保健施設が1事業所あります。

また医療機関としましては、芦屋中央病院のほか診療所が6施設、歯科医院が4施設、調剤薬局が4施設あります。

有料老人ホームが、そのほか6施設ありまして、サービス付き高齢者住宅1施設あり、老人憩の家こちらが3か所ございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

住民の方にお聞きしましても、入所の際に空きがなくて待機しておかないといけないといった声はほとんどお聞きしておりませんので、必要にして十分な事業所があることが推測されます。

それでは要旨の3に移ります。アンケートの回答について。

アンケート等で見える芦屋町の高齢者の現状から、介護の必要度についての項目からは「介護の必要度について何らかの介護が必要」は9.7%とあり、「広域連合の9.1%より若干多くなっている」とあります。この介護が必要となる方を少しでも減少させる方策は何か考えておられるのかお尋ねします。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

介護が必要となる状態になることを防止するためには、その状態になる前に予防することが重要でございます。高齢者の健康状態と要介護状態の間にある虚弱状況であるフレイルの状態を早期に発見し、予防することが重要であります。

対象者を把握するために毎年、介護保険広域連合が行っているアンケートを活用いたします。アンケート結果で閉じこもり、鬱、認知症などの項目に該当した要介護状態になるおそれのある高齢者を訪問することで、介護予防の勧奨を行います。また高齢者アンケートを未提出の方についても訪問し、生活状況や困り事がないか等話を伺うこととしております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

住民の将来の生活での不安を感じる項目として、令和2年の調査と比較した項目としましては、生活費や老後の備えなど、自分の健康や病気、またそれにより将来介護を必要とする状態になることなどは増加しております。この項目は人生100年時代を考えたときには、今後増加傾向が続くのではないかと考えております。町としてはどのような対応を考えておられるのかお尋ねします。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

生活費や老後の備えや自分の健康や病気、またそれらにより将来介護を必要とする状態になることについては誰しもが不安に考えることだと思います。老後の備えについては町としてできることはありませんが、健康については定期的な健康診査、健康相談、健康教室などにより高齢者の健康づくりを進めてまいります。

また介護については介護が必要な状態になることを早期発見するため、先ほども説明しました介護保険広域連合が毎年実施しているアンケート調査から要介護状態になるおそれのある高齢者を把握しまして、訪問を行うことで介護予防につなげてまいります。また介護状態になることを予防するため、自治区公民館体操、いきいき昼食会、認知症予防教室など事業を推進するとともに、自宅でも介護予防ができる健康体操のDVDを作成しておりますので積極的に配布していきたいと思っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

健康について知りたいことの項目では、「認知症の予防について」が47.9%で最も多く、前回調査よりも希望者が増えた結果となった回答になっています。回答者のほぼ半数の方が御自分の持っている知識をより以上に予防について学習したいとの要望が示された数字になっているかと思われます。このことについて町の対応は御検討され、どのような計画をされているのかお尋ねをいたします。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

認知症に関する施策は、今後より一層重要になってくるものと町としても認識しております。

まずは認知症について正しく理解していただくことが重要でございますので、認知症普及啓発映画上映会や認知症サポーター養成講座を引き続き実施してまいります。特に講演会を以前行っていたんですけれども、映画上映会に変えてから参加者が増えてきておりますので、開催周知を積極的に行い、さらに参加者が増えるよう努めたいと思っております。また、認知症サポーター養成講座も出前講座の1つとして実施しています。地域の皆さんが一緒になって学習する機会を持ていただきたいと思っております。

予防については体操、食事、生活習慣改善、口腔ケア、音楽療法など様々な内容を取り入れた認知症予防教室やいきいき昼食会などを開催しております。近年は参加者も増えており、住民の皆さんの関心が高くなっていることを実感しておりますので、さらなる参加者増に向けて周知を行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

認知症に関する施策が近年、参加者の増加傾向となっていることをお聞きしました。これは町の担当課のたゆまぬ努力のおかげかと思います。

次に社会参加・生きがいについてお尋ねします。

前回調査と比較して「あいさつをする程度の人はいる」が6.6%増加し、「親しく付き合っている」が5.2%減少しております。現状、自治区の加入率は減少傾向にあるかと思いますが、個人の御近所付き合いが希薄化していく中であって、地域のグループである自治区の加入率の減少となっていくと高齢者の孤立化が想定されておりますが、どのような対応策を計画されているの

かお尋ねをいたします。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

自治区加入率の低下という課題解決に関連して、区長や役員、組長や区民の負担を軽減することをテーマとして、例月の区長会で現在話合いをしているところです。組長や区民の負担が軽減できれば、自治区活動における課題がかなり改善されますので、加入率の低下に歯止めがかけられると考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

ぜひ加入率の低下に歯止めがかかり、自治区活動の課題が改善されることを思うわけですが、近年、地域社会の結びつきが弱まっている傾向があるかと思います。このことが高齢者と地域住民との信頼関係や支え合いの減少につながっているのではないかと考えております。

そのような内容に焦点を当てた項目として、地域の助け合いやボランティア活動などに参加するために必要な取組と今後やってみたいことについて、地域の助け合いやボランティア活動などに参加するために必要な取組については「ボランティア活動に関する情報をもっと提供する」が増加しております。今後やってみたいことについては「特にない」が大きく増加しております。また、自治区の活動は前回調査の半数以下となっております。この内容をどう分析され、今後の計画を策定するに当たって活用されているのかお尋ねをいたします。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

地域活動への参加は高齢者の生きがいや介護予防につながるため、町としても積極的に様々な地域活動への参加を支援していきます。

ボランティア活動に関する情報の提供としましては、ボランティア活動センターの登録団体紹介の冊子を作成しているほか、ボランティア活動センター通信はまゆうを年4回作成し、区長会に依頼して回覧板にて町民に対するボランティア活動の周知に努めております。また広報あしやにも年4回ボランティア活動を紹介し、情報提供を行っているところです。

また、今後やってみたいことで、「特にない」が大きく増加していることは誠に残念であります。地域での見守りや孤立化を防ぐためには町民同士の交流や関係づくりが大切ですので、自治区や

老人クラブなどの活動に参加してもらうよう努めたいと考えております。特に老人クラブにつきましては、広報あしやのほか敬老会で活動紹介を行うなど、今後も加入促進に努めてまいりたいと思っております。

なお、自治区の活動につきましては、区長や組長の仕事は高齢者には大きな負担であろうと感じている方が多いと認識しております。このため、先ほど環境住宅課長が申し上げましたように、組長や区長の負担が軽減できれば自治区活動における課題が改善されますので、加入率の低下に歯止めがかけられるのではないかと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

次に就労についてなんですが、働いていない理由では性別では男性が、「働きたいが、働く場所や機会にめぐまれないから」が多くなっております。年齢別では全体の53.3%に該当する65歳から79歳で、「働きたいが、働く場所や機会にめぐまれないから」が多くなっています。

高齢者能力開発事業については複数回答ではありますが、「知らなかった」が13.8%あり、「知っているが、登録したことはない」が73.8%と高い数字を示しております。知らなかったと答えた年齢別では65歳から69歳が最も多くなっております。このことは知っていれば登録をしたかもしれないことや登録をしていれば働いていたかもしれないにつながっていくのではないかと考えるのですが、いかがお考えかお尋ねをいたします。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

高齢者能力活用事業については、近年登録者が減少している現状があります。よって、広報あしやにて事業の紹介、登録者を募る記事の掲載回数を増やして、周知に努めているところでございます。

また、業務委託先である芦屋町社会福祉協議会においても勧誘を行っておりますが、登録者の増にはつながっておりません。今後は高齢者を対象としたイベント等でチラシを配布する等、さらなる周知のほうに努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

次に認知症について。

認知症についての不安や心配事として、「自分が認知症になったとき、家族を含め周囲に迷惑をかけないか心配である」と回答された方が58.7%であり最も多く、次に、「将来自分や家族が認知症にならないか、漫然とした不安を感じる」が47.5%となっており、「認知症をどのように予防したらいいか分からない」が27.8%となっております。

不安なことがさらなる不安を生んでくるのではないかと考えております。町としては検討策をどのように考え、計画をされているのかお尋ねをいたします。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

認知症に対する不安を持つことは、年齢を重ねるに従って皆さんに生じるものだと思います。先ほども答弁いたしました、まずは認知症に関する正しい知識を持ってもらうことが重要でございます。認知症になった方がその人らしく地域で生活するためには、若い方も含め認知症を正しく理解し、地域で見守る体制をつくっていく必要があります。そのため、認知症の普及・啓発に努めてまいります。

また、町としましては、5名の職員が認知症地域支援推進員の研修を受講しまして、相談体制の充実に努めております。老人憩の家の健康相談時や高齢者宅に訪問した際など、様々な場面で相談に応じてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

安全・安心な暮らしについて。

災害時の1人で避難については、「1人で避難の必要性を判断し、避難できる」が63.1%で最も多く、「避難の必要性は判断できるが、1人では避難できない」が17.5%となっております。令和2年の調査と比較をしますと、「1人では避難の必要性を判断できないし、避難もできない」が2.8%から5.4%と約2倍に増加しております。このような判断ができなく、避難もできないと回答された高齢者の対応にはどのような手だてを計画されているのか、お尋ねをいたします。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

戸別受信機によっていち早く正確な情報を住民に周知しますので、判断に迷うときは指示に基づき避難していただきたいと思っております。また1人では避難することが難しい方については避難行動要支援者名簿の登録を勧め、名簿を地域や民生委員に提供することで情報を共有し、地域での平常時からの見守りや関係づくりに活用してまいります。

災害時における要支援者に対する避難支援体制が地域で構築されるよう、去年は避難訓練に自治区に参加していただき意見交換を行っております。現在、避難行動要支援者名簿の登録は、対象者1,970人中495人の25.1%となっております。個人情報でございますので本人の同意が必要になりますが、こちらの登録の重要性を今後も引き続き啓発し、登録の増に努めたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

次に介護についてですが、介護を受ける場合に受きたい介護の項目では、「自宅に居住したまま必要な介護サービスや家族による介護を選択しながら介護を受けたい」が40.2%で最も高く、次いで、「分からない」が22.6%となっています。その中に自宅で介護を受けたいと思う理由として、「家族と一緒に過ごしたいから」が68.5%で最も多いのですが、前回調査時との比較では4.4%減少しており、「住み慣れた家を離れたくないから」は4.4%増加をしております。この現状はどのように分析されているのかをお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

家族と一緒に過ごしたいとの意見が減少した背景には、単身の高齢者世帯が増加していることが1つ要因であると考えられます。また、終末期において自宅で療養したいという回答については、在宅医療・看護のニーズが増えてきていることを表しております。

町ではこのニーズに応え、在宅や施設におけるみとりの取組が推進されるよう、遠賀中間地域在宅医療介護連携推進協議会において効果的な取組を検証し、推進していくようにしております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

次にコロナ禍における暮らしについて。

コロナ禍の生活で困っていることで、心身の健康面との悪化を回答した方に聞いた中では、「足腰の筋力・歩く速度の低下」が67.1%で、7割近くの人を実感している回答が出ております。この回答を受けた町としては、足腰の筋力・歩く速度の低下を防ぐ方法や回復させる方法などをどのように計画されているのか、お尋ねをいたします。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

町としましては、フレイル対策としての介護予防事業に力を入れてまいります。具体的には、自治区公民館体操や地域のサロン事業の実施地区の拡大を目指します。また自治区公民館体操の自主運営化を推進するため、体操サポーターの育成にも取り組んでまいります。

またコロナ禍以降は外出の頻度が減少した高齢者も多いと思います。自宅においても筋力低下を防止することができるよう、先ほども答弁しましたが健康体操DVD、こちらを広く配布していきたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

先ほど来から、課長のほうからDVDを広く配布したいと2回も回答いただいておりますので、ぜひ広く配布していただけたらなと思っております。

次に高齢社会対策への総合的な取組について。

高齢者が住み慣れた場所で安心して暮らしていける社会づくりに向けた施策の満足度と重要度についての11項目の質問があり、満足度と重要度の相関を見ると、重要度は高いものの満足度が低い施策としては、外出しやすい環境の整備、高齢者向け住宅や移設の整備、高齢者に対する犯罪や消費者被害、交通事故防止のための対策などが上がっております。

施策の展開においては交通手段の1つでもあります、芦屋町の巡回バスの今後の在り方について検討していく記載がありますが、どのような内容で検討されていく計画があるのか、またここ数年で取り組まれたことや、今後検討し計画されている内容はどのようなものがあるのかについてお尋ねをいたします。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

芦屋町巡回バスについては、令和4年3月に策定した芦屋町地域公共交通計画で、持続可能な

公共交通の確保維持と地域住民の利用状況やニーズに沿うため、高齢者を中心として利用者の満足度を図ることとしています。そして芦屋町巡回バスの3路線化後の状況を適宜把握しつつ、既存の公共交通との共存を前提とした便利さと民業圧迫のバランスに十分配慮しつつ事業を進めることとしています。

また、大学教授や九州運輸局、交通事業者代表などで構成する芦屋町地域公共交通活性化協議会において毎年事業報告を行っており、その際に御意見やアドバイスをいただき参考にさせていただいております。ここ数年の取組としては、令和2年度から芦屋コース・山鹿コースの2路線から、北コース・東コース・南コースの3路線に拡大しております。今後の計画ですが、利用者が休憩できるよう今年度は5か所のバス停にベンチを設置する予定です。

最後に、今後の検討事項ですがこれまでと同様、1周50分を基本としながら利用者のニーズに合わせ、バス停の増設や各コース内の運行ルートの変更などを適宜検討してまいります。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

今お聞きしましたバス停の増設は、足が悪く、身近な距離でも歩くことが難しくなってきたおられる方にはうれしい検討事項だと思います。ぜひ、実現可能な内容で検討していただきたいものであります。

今までアンケートに基づく取組についてお聞きをしましたが、高齢者福祉計画について住民の多様なニーズに対応するための柔軟な取組については、どのように考えておられるのかをお尋ねをいたします。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

高齢者福祉計画内で把握しました課題につきましては、計画において基本目標を立てて施策を展開してまいります。計画に計上していない案件が発生した場合でも柔軟な対応ができるよう、個別に都度都度検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

地域住民と町が連携をし、高齢者福祉の推進に向けた取組にはどのようなものがあるのかにつ

いてお尋ねをいたします。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

高齢者福祉も地域福祉という大きなくりの中の一つでございます。地域福祉とは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して、地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方でございます。

本日、私、答弁した様々な町の取組は地域住民の協力なくしては達成できません。町は高齢者福祉を進める施策を提案し、実施します。高齢者の方は自分のできる範囲で構いませんので、可能な限り参加していただきたいと思っております。また、町としましては実施する施策の情報発信に努めなければならないと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

地域住民が主体となる施策としてサロン事業があるかと思います。

要旨の4としまして、サロン事業についてお尋ねします。

現在開催されているサロン事業は、30地区全体での開催にはなっていないかと思います。このような現状の中で開催がされていない自治区の方の中には、他の地区で開催されているサロン事業に参加されたい方もいらっしゃるかと思います。各自治区で開催されているサロン事業を拡大し、合同で開催するサロン事業のモデル地区をつくったほうがいいのではないかと考えておりますけれども、いかがお考えかお尋ねします。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

現在、サロンとして登録している団体は24団体であります。休止している団体もありますので、実際は22団体が活動しております。町としましても、このサロン事業の拡大は重要な施策の1つと考えております。

今、本田議員から提案のありました合同で開催するサロンについては、1団体から「検討している」と話が既に出ております。制度上も2つ以上の自治区での合同開催ができないものではありませんので、積極的に支援していきたいと思っております。また、ほかの自治区でもそのような要望がないのか、全サロンの代表者が集まるサロン交流会がありますのでその際に意向を確認

したいと思っております。

またサロン事業の拡大については開催する側の負担もあるとは思いますが、実施回数の増加も検討していただきたいと思っております。通いの場の目的は「高齢者が外出する、会話する、笑顔になる」です。世話人の方が何をするか一生懸命考えなくても、ただ集まる自由な場所がいいと思いますので、無理のない開催方法についても、町のほうから助言を行いたいと思っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

各自治区ではサロン事業が推進され事業展開しております。運営費として今、各自治区のサロン事業には芦屋町地域交流サロン事業補助金として年間3万6,000円、または5万4,000円の運営費補助金が交付されております。

しかしながらここ数年の物価高騰の中、今までと同額の経費では様々な準備をする際に、数年前と同等の準備ができないことが懸念されております。そこで、今後この運営費補助金については増額変更の予定はないのかについてお尋ねをいたします。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

補助金の増額については、必要に応じて物価高騰等も考慮すべきであると思っておりますので、各サロンの意見を聞き、検討材料の一つとさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

本日は、アンケート結果に基づく町の計画や取組状況をお聞きすることができました。

現在高齢者を取り巻く問題や課題は多岐にわたって存在しております。地域社会の結びつきが弱まってきている傾向がある中、高齢者と近隣住民との支え合いが減少傾向となり、社会全体ではデジタル化が進んでおり、デジタル技術に不慣れな方は地域社会との結びつきが薄くなったことと相まってさらには情報格差が生じ、高齢者のニーズに合ったサービスの提供を受ける機会が少なくなっていることも考えられます。

サロン事業については先ほどサロン交流会を活用していただいて、各自治区の開催手法を無理

のない範囲で地域に拡大され助言を行いたいとの回答もいただきましたので今後に期待しております。さらには地域社会から孤立した高齢者がないようにしっかりとアンケート結果を今後の施策の活用に生かしていただき、住んでよかった芦屋町になることを願ひまして、一般質問を終わります。

○議長 内海 猛年君

以上で、本田議員の一般質問は終わりました。

ただいまから、しばらく休憩いたします。なお、13時から再開します。

午前11時36分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長 内海 猛年君

再開します。

次に5番、萩原議員の一般質問を許します。萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

5番、萩原です。通告に従いまして質問してまいります。

件名1、洞山・堂山の整備について。

洞山は2つの岩山が連なったとても珍しい島で、手前はお堂の堂山、空洞を見せているのが洞穴のある洞山で名勝奇岩を形成し、古くから芦屋町のシンボルでもあり、磯遊びや釣り場として多くの方に親しまれている場所でございます。そのため町は、第6次芦屋町総合振興計画の実施計画で洞山そして堂山の整備事業を進めております。それでは、この洞山の整備についてこれから質問してまいります。

要旨1、洞山・堂山の整備は、令和4年度の実施計画の新規事業として上がってきたかと思ひます。事業の概要は、「洞山・堂山と柏原漁港の1帯を海洋性レクリエーションエリアと漁港エリアに区分し、観光客にとって更なる利便性の向上を図る」となっています。令和4年度の計画は自治区との協議と関係団体との協議で、令和5年度の計画は今後の進め方について協議するとなっております。どのような協議が行われたのか、お尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

令和5年度の洞山・堂山、こちらの協議の内容ということになりますけども、今、議員のほうもおっしゃいましたとおり、洞（堂）山は2つあります。手前のほうがお堂の堂山ということで、奥が洞穴のある洞山ということになっています。こちらの洞（堂）山につきましては、第2期芦

屋町観光基本構想におきまして、観光客にとって魅力向上につながる検討を行うということとなっております。令和5年度におきましては、実施計画にありますとおり、今後の進め方について協議を行いました。協議を行いました結果、この2つの洞（堂）山、こちらは古くから地域の方に親しまれ守られてきた場所でございます。そのため整備の方針等は、地域の方々の御意見をよく伺った上で検討を進めていくことが重要であるという結論に至っております。このことを踏まえ、令和6年度の実施計画に計上しまして、さらに検討を進めることといたしております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

進めていっていただけるということですが、今年度、令和6年度はですね、洞山・堂山の整備検討となっています。期が始まったばかりですがどのような進め方をされているのか、何か少しお話がいただければよろしく願いいたします。

○議長 内海 猛年君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

令和6年度につきましては、実施計画でこの2つの洞（堂）山ですが、整備検討を行っていくということになっております。令和5年度の検討において、洞（堂）山の整備については地域の方々の御意見をよく伺った上で検討を進めていくことが重要であると結論に至ったことから、今年度は柏原区及び柏原区に属する関係団体、遠賀漁協柏原支所等に意見聴取を行う予定としております。この御意見を踏まえまして、令和7年度の実施計画に反映をさせていきたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

近く自治区・関係団体へのヒアリングをされるということですので、是非とも地域の声を集約し整備検討を進めていただきたいと思います。

それでは、私からも今後の洞山・堂山の整備について大枠3点ほどお伺いしたいと思います。

まず1点目、お堂の堂山前の駐車場及びその周辺の整備についてです。

この場所は磯遊びや釣り場として親しまれ、特にオンシーズンの土日は多くの方が訪れています。先週の土日もお天気が良かったので私も様子を見に行きましたけども、駐車場の区画が少な

いため1列しかないんですけど2列目にきれいに停めている方もおられたものの、自由に停められている方もおられて、あの場所には「ごみのポイ捨て禁止」という看板もあるんですけど、そこにもう全然見えないような状態で停めている方もいらっしゃってですね、堂山前には新しい看板も設置していただきました。また、平家ゆかりの地として堂山の石塔群を見学される方も多くなっていると聞いております。

ただ舗装されていない砂利が凸凹になっているんですね。歩きにくい場所もあります。私はあの場所が堂山に来られた方をお迎えする正面で大切な場所、きれいにしておいていただきたい場所であると思っております。さらには漁協さんの管理地と混在する堂山ですが、周辺の除草や樹木の管理などの環境整備、来訪者の安全や利便性の向上などで駐車場及びその周辺の整備が必要ではないかと考えますが、今後検討する考えがあるのかお尋ねします。

○議長 内海 猛年君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

堂山の駐車場の付近ということで今、御質問がありましたが、洞（堂）山エリアは天気の良い休日を中心に多くの方が訪れている状況となっております。釣り客の割合が高い状況ですが、磯周りや風景を楽しみに来られている方も多くおられます。先ほど議員もおっしゃったとおり駐車場の状況ですけども、現在は漁港フェンス側沿いに1列と言われていましたが、20台の駐車場を今、整備されているところです。

しかし、休日など来訪者が多い日は歩道沿いや先ほどいったお堂の登り口からその周辺ですね、無造作にといいますか、整理された形ではなくて車が駐車されているという状況が発生しております。また、駐車スペースでない漁港区域との仕切りフェンス沿い、こちらにも駐車されることがございまして、出入口が塞がれ漁師の方の仕事に影響することもあると伺っております。今後は状況を把握しまして、駐車台数の拡充や駐車禁止のスペースを設けるなど来訪者の安全面にも配慮した対策を検討してまいりたいと考えております。

次に質問の中で草刈りという管理的なお話もありましたので併せてお答えしますと、このお堂の周りの堂山、駐車場周辺の管理につきましては町有地である堂山周辺の草刈りを年に数回、併せてそちらのほうに捨てられたごみ等も合わせて定期的に収集を行っております。今後も同様にこちらのほうは継続してまいりたいと思っております。また、町が管理する樹木も倒木や支障木が発生した場合は、随時処理を行っているところです。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

少し前より除草もしていただきまして、あそこをお掃除していただいている地域の方もいらっしゃるって随分きれいにはなっております。漁協との管理地が混在しているところもありますので、ぜひ皆さんといろいろと協議しながら、あそこの整備を進めていただきたいと思います。

2点目はですね、洞穴のある洞山における利便性の向上について質問させていただきます。

令和3年第3回定例会の一般質問で海岸側に遊歩道を設置する提案を行っているところではありますが、洞山観光するためには漁港フェンス側から徒歩で行くのが一般的かなと思います。そこに今、車止めがしております。そこで町民の方からの御相談もありまして、観光客の利便性の向上を目的に車止めの撤去を検討するお考えはないか、今回、検討していただきたいということで質問させていただきます。

先週の日曜日、魚釣りのお客様もたくさん来られていまして、少し聞いてまいりました。魚釣りの方は、「距離的にはそこまで負担ではない。ただ、横に駐車場があればそれは便利だけど。」というお話がありました。一方で高齢の方や足の不自由な方はやや、やっぱり遠いのかなと思います。少し前に高齢者の皆様がマイクロバスで40名ぐらいの方が石塔群のほうを見学にお見えになったそうです。一緒に洞穴のほうも見たかったそうなんです、「奥まで入れないということもありますし、岩が滑るということもありますので残念でしたが諦めました。」という話をお伺いをいたしました。

このように観光客の方の利便性の向上のため、車止めの撤去というのも整備検討に上げてもいいんじゃないかと思っています。ただ、車止めの撤去は夜間帯における安全面の問題、ごみの投棄、車同士の離合の問題など課題も多く十分あることは存じております。しかし、狩尾のほうにある自動ゲートで夜間帯は入れないようにするという方法もありますし、皆さんがどれほどのニーズがあるのか試験的に開放してみるという方法もあるんじゃないでしょうか。洞山が本当に県内でああいった洞穴がある海蝕洞は県内2か所しかございません。芦屋町のシンボルでございます。多くの方に観光に来ていただきたいというのは多分、町の皆様も同様のお考えかと思います。魅力ある洞山に皆さんが来ていただけるよう、ぜひ今後、整備検討のテーブルに上げていただければと思いますが、その点についてお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

今、お話のありました車止め。ちょうどお堂の堂山の隣、フェンスとの境のところに車止めを設置して車は一応入れないような状態になっております。こちらの車止めは平成27年度に海洋性レクリエーションエリアと漁港エリアの区分を行うためのフェンスの設置を行った際に、安全

対策の一環として車止めが設置されたということになっております。

少し関係者にもこの開放についてお話を僕も伺ったんですけど、やはり先ほど議員がおっしゃったようなごみの問題であるとか、防犯的な話、このあたりも少しお話も出ていました。この開放はそのように防犯、それと歩行者の安全、さっき道の話もありましたが、この辺の面もかなりありますので今後も関係者とよくお話をさせていただいて、御意見をもとに今後の整備状況と併せて検討させていただければと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

手前の堂山と奥の洞穴のある洞山の間の今、空き地なんでしょうか、そこの横のトイレも今後撤去する予定になっております。あの場所も今後どういうふうにも有効に活用していくか、多分整備検討の中でも上がってくると思いますので、どうぞしっかりと御検討していただきますようよろしくお願いいたします。

3点目は洞穴のある洞山観光の安全と文化財についてお尋ねしてまいります。

先日、洞山に行ってみると洞山の正面から見たら入れないようにロープが張ってあるかと思えます。そこの右側のほうにかなり大きな石、岩が4、5個落石しておりました。その落石でロープの上に落ちておりますので、ロープが垂れ下がっていたという状況があります。もちろん担当課にもそのことをお伝えしておりますが、もしも近くに人がいたら命に関わるぐらいのレベルの岩でございます。

落石の影響かところどころ張ってあるロープも緩んでおりますので、あの場所はやっぱりインスタ映えする場所でもあると思うので、中に入ろうと思ったら入れますので、入って写真を撮ろうという方もおられるんじゃないかと思って、落石注意の看板はありますがあまり目立たないため、やはり安全面の心配がございます。ここは整備検討も当然されるということですが、早急な対応が必要な箇所ではないかと思うのですが、その点について町の見解をお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

この2つの洞（堂）山、洞山・堂山の安全対策につきましては、平成21年度に洞穴の保護のため洞山崩落防止工事を実施し、モルタル吹きつけ等の工事を行いました。また平成26年度から27年度にかけて魚つき保安林の保護対策として福岡県が崩落防止工事を実施し、現在に至っております。また、落石の危険性が高いエリアには立入り禁止のローピングを設置し、来訪者へ

の注意喚起等を行っているところでございます。

現在の状況を確認したところ洞穴の付近に落石が確認されており、ローピングの一部が破損している状況となっております。町としましても洞穴の保護及び洞山全体の安全対策は重要なものと考えております。今後破損したローピングは早急に修繕を行い、洞穴の状態を確認していきたいと考えております。また、洞（堂）山全体の状況も必要に応じた対応を考えてまいります。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5 番 萩原 洋子君

今、洞（堂）山全体ですね、見ていただけるということなんですけども、またこの住民の方からちょっと御相談というか、お話があった件で少しお話をさせていただきたいと思います。

洞穴のある洞山は県内に2か所しかない海蝕洞でもあるということを先ほど申し上げましたが、もう1か所は国の天然記念物に指定されています糸島の芥屋の大門でございます。こちらは有名でございます、ここでお尋ねしたいのは町民の方から、「洞山も文化財の指定は受けられないのか。」というご相談が先日ございました。ただ洞山はさっき課長も言われたように改修工事等を、崩落防止工事ですかね、行っているということで私も聞いております。しかしながら、県に2か所しかない海蝕洞でございます。洞山における文化財の指定について町の見解をお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

芦屋釜・歴史文化課長。

○芦屋釜・歴史文化課長 新郷 英弘君

それでは洞山ですね、ほこら、洞穴のほうの洞山の文化財指定について回答いたします。

洞山は非常に珍しい海蝕洞ですね、海に浸食されたほこら、海蝕洞であり、町の景勝地としても大変貴重な場所であると考えております。一方で先ほど産業観光課長も申しましたとおり、洞山の洞穴はですね、モルタル吹きつけ等により崩落防止措置がとられています。

このことは自然の働きによって形成された洞穴に人為的な措置がとられているということになりますので、このことによって、いわゆる天然記念物などの文化財的価値が著しく減じられているということを考えております。そのような状況を勘案すると文化財指定は難しいのではないかと考えております。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5 番 萩原 洋子君

私も文化財について素人ですが少し調べてみました。国・県指定がほとんどですが、例えば堂山の石塔群は町指定の文化財となっております。町民の方から、「国・県は無理でも町指定ということはできないだろうか。堂山って本当に町のシンボルなので大切にしてほしい。」という話がありました。価値としての部分もあるかと思いますがその点についての見解をお伺いします。

○議長 内海 猛年君

芦屋釜・歴史文化課長。

○芦屋釜・歴史文化課長 新郷 英弘君

お答えいたします。

芦屋町文化財保護条例には町指定史跡名勝天然記念物の条項があり、町にとって重要な文化財的価値を有するものは、芦屋町文化財保護委員会の諮問・答申を経て、芦屋町が指定することができるようになっております。ただですね、町指定においても文化財的価値の判断というのは、やはり国や県に準じるものでございますので、やはり指定は難しいんじゃないかと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

文化財ということで指定は難しいということになりましたけども、町の景勝地であることに変わりはありません。その場所が何らかの価値があるものになるように、ぜひとも取り組んでいただきたいと思います。

最後に、町は今後、洞山エリアの整備について自治区や関係団体に意見を聞かれるってことで、ぜひとも進めていってほしいと思います。また、閉鎖したままになっている旧海の駅ですかね、こちらも以前から、「あのままになっているけどもったいないね。」という声を住民の方からお伺いしております。今回自治区とか関係団体にお話を聞かれるということですので、そういったところでお話が上がってくるんじゃないかなと私も期待しているところでございます。令和3年第3回定例会で行った洞山、私は一般質問したんですけど、洞山・柏原漁港周辺の活性化について質問をしたんですけども、そのとき町長が、「洞山を安心して遊べる公園地にしたい。」そういうふうに申されました。今回整備計画を進める上で洞山エリアが安全で魅力ある、そして、観光客の方にとって利便性の高い、そんな整備計画が進んでいくことを要望しまして次の質問に入ります。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

件名2、インセンティブ交付金について。

今日午前中にですね、本田議員のほうが高齢者福祉計画について多岐にわたる御質問をされておりました。私のほうは少しその点で絞って質問をさせていただきたいと思います。

私は昨年から福岡県介護保険広域連合の委員として年2回の定例会に出席しております。そこで、保険者機能強化推進交付金、そして介護保険保険者努力支援交付金が今後の町の介護予防や認知症対策に活用できるのではないかと考えまして、今回取り上げることにいたしました。また、国は全国の県や市町村の介護予防、健康づくり等に資する取組を評価し、厚労省のホームページで公表しております。今回はその評価結果や認知症のリスク防止についても質問してまいりたいと思います。

要旨 1、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の内容について、とても難しいので担当課長からしっかりと御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

保険者機能強化推進交付金と介護保険保険者努力支援交付金について、その内容を全て話しますと結構長くなりますので、私のほうでもかいつまんでお話しさせていただきます。

今、2つの交付金の話をしました。こちら、萩原議員からもありましたインセンティブ交付金といわれるものでございます。高齢者の自立支援・重度化防止につながる取組を積極的に行った県や市町村を評価し、その評価に基づいて自治体に交付金を支給するという制度でございます。

令和6年度においては、国は県分と市町村分の合計として300億円を予算措置しています。国は交付金を配分するための評価指標を定めておりまして、全市町村は自らの取組等について評価を行うことになっております。

市町村の評価としましては、活動指標というものと成果指標というものがそれぞれ定められております。活動指標は各自治体において自らの取組を振り返りながら自己評価するもので、成果指標は国等に報告したデータ等に基づき客観的に評価されているものでございます。活動指標には、ケアプラン点検の実施割合や介護予防事業におけるアウトリーチ等の取組状況、介護予防事業や保険事業との連携状況、通いの場参加者の健康状態の把握・分析、また、地域リハビリテーションの推進に向けた取組、生活支援コーディネーター等によるサービスの確保に向けた取組、認知症に対する取組、在宅医療・介護連携の取組など多数の項目があり、その中で評価が行われております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5 番 萩原 洋子君

何となく、少しお分かりになったかなと思います。各自治体がしっかりと努力したことで町のほうに交付金が落ちるというようなものなんですけども、それですぐに議会が終わりましてそういった交付金が町にも入っているんだろうかと思ひまして、うちの予算書見ましたらそういった項目は全く上がっておりません。確認したところ、介護保険広域連合の芦屋町が構成市町村のため、「直にはうちは入らないんです。」という話をお伺いしました。そこでお尋ねいたします。この交付金の入る仕組みについて御答弁を求めます。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

交付金が入る仕組みについてお答えいたします。

今、萩原議員言われましたとおり、芦屋町は福岡県介護保険広域連合に加入しているため、町の予算にインセンティブ交付金が直接入ってくるものではございません。まずは介護保険広域連合が収入いたしまして、その後、構成市町村がそれぞれ必要額を交付申請して交付を受けることになります。

インセンティブ交付金は、第1号被保険者に新たな負担を求めることなく地域支援事業が実施できるという狙いのもと、2つの使途がございます。1つは地域支援事業の第1号保険料である23%部分に充当されます。もう1つは保険者機能強化推進交付金のみの使途になりますが、一般会計事業という高齢者の自立支援や介護予防、重度化防止に資する新規事業や拡充事業に充当することができるというものになっております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5 番 萩原 洋子君

今この交付金の仕組みを御説明いただいたんですけども、厚生労働省は先ほどもホームページに掲載すると申し上げました保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の取組状況の見える化を着実に実施する観点から、市町村の指標ごとの得点獲得状況をホームページに掲載しております。過年度の評価も見ることでございまして、結構複雑で私も一生懸命見ました。

平成30年度から始まった保険者機能強化推進交付金の結果について、実は芦屋町は52.9点と広域連合内で最高得点をとっております。その後少しずつポイントが下がったものの、令和4

年度実績分の令和5年度の評価はですね、同じ第1号被保険者数人口3,000人以上1万人未満に該当する区分2、こちらは水巻町と遠賀町が同じ区分になります。岡垣町はまた区分が違うんですけども、今回水巻町さんと遠賀町さんとの比較で、町内の中でちょっと比較させていただこうと思って見させていただきました。令和4年度実績、令和5年度の評価は芦屋町のほうがポイントが高く、全国平均も上回っておりました。

しかしながら、令和5年度実績分の令和6年度評価では一転してですね、水巻町さん、遠賀町さんよりもポイントを下げ、さらに全国平均を下回っている結果となっております。「これは問題でしょう。」と思いました。そこで、なぜ他町よりもポイントが低いのか。今年6月、7月ぐらいに広域連合の本部から市町村係からその分析結果を基に、町のほうにヒアリングに入られるということですので、まだ広域連合のほうに「分析結果どうですか。」とお尋ねしたんですが、「出ていません。」ということだったので、私自身で分析をさせていただきました。

その結果、特に介護保険保険者努力支援交付金のほうがややポイントが低いのが分かりました。項目としては目標Ⅰ、介護予防、日常生活支援を推進するという項目。次に、目標Ⅱ、認知症総合支援を推進するという項目があるんですけど、この2つの評価が低いことが分かりました。つまり、これらの施策が福祉政策としての中で少し弱い部分ではないかということが明らかになったかと思います。

この2つの項目について、「他町より、萩原どんだけポイントが低いんだ。」と思われる方もおられると思いますので、少し御紹介いたしますと介護予防では、水巻町さんは69、遠賀町さんは62、芦屋町は38。認知症では水巻町さんは55、遠賀町さんもちょっと低くなって28、芦屋町はさらに低く25となっております。内容を見させていただいたんですけど、「ポイント取れるんじゃないかな。」と思うところもありました。なので、さっきも課長が言われましたけど、自分たちの自己評価といふところなので、少し遠慮してつけたのかもしれないというお話も意見交換の中でありましたけど、やはり低いことはここまで低いので、やっぱり事実であろうと思います。

後で原因等を課長のほうから御答弁いただきたいと思いますけど、私も少し分析して、この箇所が弱いんじゃないかと思ったところはやはり重要な箇所ではないかなと思っております。ただ、国はホームページ上でこれらの評価結果について自治体の取組の適否を表すものではないとも考えは示していますけども、やはり重要ではあります。この2つの目標をどのように今後改善していくかが重要になってくるのではないかと考えます。

そこでお尋ねします。まずは目標Ⅰ、介護予防、日常生活支援を推進するの項目の評価が低かった原因をどのように分析されているのか。また、今後の改善策をどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

まず、介護予防、日常生活支援の点数が低かった理由としましてですね、芦屋町の分析した結果として答弁いたします。

国保連合会が提供している国保データベースや、厚生労働省が提供している見える化システムというものがございます。こちらを活用した場合に得点を得ることができるのですが、福祉課におきましてはこれらの両方のシステムを有効活用するまでに至っておりませんでした。

国保データベースというものは、国保連合会が保有する健診、医療、介護の各種データを利活用して統計データを作成されるものです。また、見える化システムは介護、医療の現状分析や介護サービス見込み量等の将来推計などが可能となるものでございます。また、ほかには介護予防の場などにリハビリテーション専門職員、こちらが関与する仕組みを構築し、分析・改善・見直しをするということ得点することができる項目があります。芦屋町は地域ケア会議や自治区公民館体操、地域交流サロンにリハビリテーション専門職に参加してもらえる仕組みは確立しておりますが、評価指標の留意点のところ「協議の場」の設置というところが1つ条件で入っております。この協議の場というものを設置していないことから、得点には至っていないという現状がございます。このようなことから高得点とはなっていないという状況になっております。

続きまして萩原議員のほうから、「じゃあ来年以降どのように取り組むのか。」というところもありましたので、併せて答弁させていただきます。まず、最初に説明しました国保データベースや見える化システムの有効利用に、今後はしっかり取り組んでいきたいと思っております。国保データベース、福祉課ではあんまり率先して使っていないんですけれども、健康・こども課のほうではですね、しっかり利用させてもらっているところではございます。芦屋町のデータを分析しまして、介護予防に関する課題を抽出するなど今後の取組に生かしてまいりたいと考えております。

そして2点目で申しましたリハビリテーション職の推進に向けた具体的な取組自体、こちらのほう、先ほど答弁したように芦屋町でも確立されております。安定的な提供体制も取れておりますので、協議の場の設置についてしっかり検討し、来年以降、形になるように取り組みたいと思っております。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

今言われたデータシステムの活用、課題分析して改善・見直し等で、PDCAサイクルをしっ

かり回していくことで介護予防・ケアプラン・介護保険、全てそういうことになっているので、ぜひともしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

あと厚労省のホームページに保険者機能強化推進交付金等の活用事例というのが掲載されているんです。うちの町で何か活用できるものはないかなと少し検討してみたところ、鹿児島県の日置市さんがリハビリ職とケアマネ等の同行訪問という事業がありまして、これも交付金が頂ける事業でございます。リハビリの職員さんがケアマネジャーと一緒に御自宅訪問をして御自宅の環境整備とか対象者に対して、「こういった運動してください。」というような声かけをしているという事例でございました。

協議をする場はもちろんですがやはり、個別のケースで御自宅御自宅でケース、内容って違うんですね。やはりそういったリハビリ職が、専門職が関わっていないケースというのもたくさんあるかと思うんです。そうするとそういった視点が欠けますので、やっぱり介護予防とか医療っていうのが停滞していくかなと思いますので、そういったせっかく使える事業交付金があるのであれば、こういったものを活用してぜひとも今後の事業に生かしていただければというのが今回の御提案ではあるんですけど。

また今日午前中、松岡議員からもお話があっていたポイント事業なんかも愛知県名古屋市のICTを活用したフレイル予防・見守り事業というのものもあるんですね。こちらがポイントを入れていて、全く動かなければ見守りで御連絡が入るとかですね、あとポイントにもなってくるとか、いろいろ先進事例を研究していただいてですね、住民にとって良い対策をぜひとも打っていただきたいと思います。

次、要旨2に入ります。あ、ごめんなさい。もう1個あったんですね。

次に目標Ⅱの認知症総合支援を推進する、そちらも低くなっておりますので、こちらのほうもお願いいたします。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

認知症関連の点数が低い理由について答弁させていただきます。

先ほど萩原議員も私の意を酌んでもらったところもあるかもしれませんが、自己判断で点数をつけるところ、厳し目に評価しているところがございます。例えば、認知症初期集中支援チームの項目では体制の整備は整えているのですが、活動した事例がないため対応後の検証について評価をしておりません。仮に事例があった場合は、検証や改善の方法、手続を含めて定めておりますので、評価を改めてよいのではないかと思ったところではあります。

また、認知症サポーターの項目は認知症サポーターの数が伸び悩んでいるため、認知症サポー

ターを活用した事業が行えていないことが理由としてあります。サポーター養成講座は出前講座等で実施しておりますが、依頼があってから実施する受け身の施策でありますので、サポーター数が伸び悩んでいる事実がございます。こちらを併せまして改善のほうのお話もさせていただきます。

認知症サポーター養成講座は、今後は町主催により積極的に開催し、サポーター数の増加に努めたいと思っております。令和5年度、昨年にはなりますが芦屋町役場内で職員、議員を対象として実施しております。前回の認知症サポーター養成講座をしたのが、役場内では平成30年であったため、それ以降入職した職員を対象に実施いたしました。56人の新たな認知症サポーターが誕生したところでございます。こちらを今後は庁舎外、町内のほうにも広めていきたいと思っております。

また、介護保険広域連合では評価指標の結果を含めて毎年地域支援事業当初ヒアリングというものがございます、それが先ほど言われました6月、7月に開催されます。このヒアリングにおいて評価指標の高い市町村ではどのような事業展開をしていくのか、この辺りを聞くことによって、参考にすることで、芦屋町に足りない事業を見つけ、推進していきたいと思っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

ぜひともしっかりと取り組んでいただきたいと思います。認知症サポーターが増えていくということは、認知症の方が安心して暮らせる町になるかと思うんです。なのでもっと皆さんに取り組んでいただいて、認知症になっても安心して暮らせる町づくりが芦屋町が進んでいくように、ぜひともどうぞよろしくお願いいたします。

要旨2に入りたいと思います。

高齢者の難聴進行による認知症リスクの軽減策についてお尋ねしてまいります。

聴力が規定以下で身体障害者手帳を保持された方は、障害者総合支援法により補聴器購入費の補助を受けることができますが、現行の制度では難聴の軽度・中等度の方は補聴器購入補助を受けることができません。そこで今回は交付金を活用した補聴器購入助成について御提案をさせていただきます。

令和4年第2回定例会で加齢性難聴の補聴器購入助成について、川上議員が質問された際には、「補聴器を使用することは、高齢になっても生活の質を落とさず心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防ひいては健康寿命の延伸にもつながると思うので、国において認知症予防につながる対応策として広く啓発するとともに全国統一の公的支援制度、こちらを創設すべき

であるというふうに考える。よって、県を通じて国に要望を行ってまいりたいと思う。なお、町の助成制度の創設については、国や県の施策の動向について注視するとともに県内各市町村の状況等を情報収集し、研究したい。」と御答弁されております。

当時町はこのような御答弁をされましたが、今年の2月の介護保険広域連合議会で、高齢者に対する補聴器購入助成について広域連合が見解を述べられております。それについて少し申し上げます。「高齢者の難聴進行による認知症リスクを軽減するという観点から、高齢者の自立支援・重度化防止を目的とするインセンティブ交付金である高齢者機能強化推進交付金の活用が可能」との見解を示されました。私はそれをお伺いしまして、川上議員やほかの議員さんも補聴器の助成があったほうが良いというお声があつておりましたので、こういった使える交付金があれば積極的に使っていくべきではないかと思いますが、町の見解をお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

それでは回答いたします。

萩原議員が言われたことと少し重複するところがあるかもしれませんが、加齢性難聴により高齢者が家族や周囲の方とのコミュニケーションを取ることが難しくなると、社会参加にも自信がなくなり家にこもりがちになることが考えられ、このことにより認知機能が低下し、鬱病や認知症の要因になっていることも国の研究で明らかになっております。

そこで補聴器の購入を町で補助することができないかということ、以前、おっしゃるとおり川上議員から一般質問で受けておりました。そのとき、「国において認知症予防につながる対応策として、全国統一の公的支援制度を創設すべきである。」と私、回答したところでございます。

従来の介護保険制度における地域支援事業交付金にはこの高齢者に補聴器の助成事業は該当していなかったのですが、高齢者の予防、健康づくりに資する取組としまして、インセンティブ交付金が該当するということが我々も分かっております。しかしこのインセンティブ交付金というものが、まだ新規事業といわれていまして、こちらが後年に続くかどうかというところがまだはっきりしてない状況がございます。

そこで福祉課としましては5年後の老人憩の家の廃止に代わる、また高齢者施策を充実させていくとしていたことの1つとしまして、仮にそのインセンティブ交付金、続かないにしてもこの高齢者補聴器助成事業の制度構築に向けて前向きに準備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

前向きな答弁をいただきまして、議員の皆様も本当に喜んでおられるかと思いますが、耳が遠くなると今、課長も言われましたが、相手の話を聞くことが難しくなって対人関係で行き違いやそれに伴う外出の機会の喪失、また思考力の低下など本当にどれも認知症が心配され、早めの対応が必要なものでございます。

先日私、町内の補聴器を扱っている電気屋さんに行ってまいりました。最近補聴器もいろんな種類が出ておりまして、補聴器は耳の後ろに隠れて目立たない耳かけ型や高齢者の方がちっちゃい丸い電池を交換するんですけど、結構難しくて、「最近は充電式も出ていますよ。」というお話をいただいたんですけど、非常に高価でございます。「こんなに高いの？」と思いました。今日午前中に松岡議員の骨伝導イヤホンのお話で、「こちらは安価じゃないか。」というお話があったんですけど、どちらにしても年金暮らしの高齢者は簡単に購入ということはできないんじゃないかと思います。

令和4年第2回定例会で町は、課長は田川市の助成制度のことをお話されております。そのときに活用状況を田川市に確認されたと。「年間でごく僅かな申請状況と聞いております。」と。「あまり活用されていないなというふうな印象を受けました。」と言われていました。当然、話でなぜなんだろうと感じられたかと思うんですが、その点についてどのような御見解を持たれたか、御答弁を求めます。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

その当時の見解というかですね、私、田川市に聞いたときにはそのような、「年間に使われているのが少なかった。」その事実を聞いて感想を述べたところでございますが、今いろいろ調査も進みまして、今後は広く使っていく方も増える、また町がそれを広報する、周知するということによって利用者の方、使用してみたいなと思う方が増えてくる可能性もございますので、この制度を構築し広く住民に周知していきたいと思っております。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

さっき申し上げましたがやはり価格が高いですね、安価ではないので。例えば眼鏡だったら掛ければ見えるのでこれぐらいだったら出そうと、最近は安く販売されているものもありますので、ただ補聴器の場合は徐々に慣れていかないといけないと聞いております。

雑音が入ったりとか、やはり調整が難しくて買ったはいいいけど使えなかったりとか、機能はど

れがいいのだろうと迷われてなかなか簡単に購入しようという気持ちにならないというのもあるんじゃないかなと思って、やはり経済的な問題、価格の問題、助成金の問題とかいうのは大きいんじゃないかなと思います。

以前アピアランスケアの事業、こちらのほうですね、本当に県内でも突出して助成をしていただいております。この何年か決算でも見せていただきましたけども、利用している方が増えているなと思っていますので、やはりそうやって利用していただくことで制度設計がしっかりして、皆さんが質の保たれた生活ができてくるんじゃないかと思います。ぜひとも補聴器の助成が今後制度が進み、「じゃ、購入してみようかな。」と思うような制度設計に、経済的な問題も含めてぜひ考えていただきたいと強く要望いたします。

最後に介護予防の施策として気になるのが、課長もこの老人憩の家に代わる案として、策として考えていきたいという話が午前中のポイント事業、そして今、補聴器の件も出ましたけども、老人憩の家が利用できなくなるかもしれないと不安を抱えている方が多数おられると思います。「じゃ、なくなったらどういうものが出てくるんだろう。」っていうのが、いわゆる今、出てきてないところが不安なんじゃないかなと思っています。

現在の老人憩の家というのは、利用目的がやはり入浴ということがメインになっています。そのために一見して清潔の保持っていうのが、そのような効果しかないのかなというふうに思われるかもしれませんが、実際には閉じこもり防止だったりとか、巡回バスに乗ってあそこまで行きますと、もうそこだけでも介護予防になりますし、お風呂に入ってみんなと会えて、そして交流の場となって、まさしくあの場所というのは介護予防なんですね。

それが5年後に廃止される。しかも老朽化しているから、もしかしたらもう明日から使えないかもしれないと思われている方ってたくさんいらっしゃるんです。いろんな施策を考えていただけるということで、私も期待はしております。ただ、やはりさっき言われたようなですね、みんなが集う、みんながやっぱり行きたい、利用したいと思えるような施策をぜひ考えていただきたい。でもそのためには財源が要りますよね。ただではできないんです。なので今回御提案しました交付金をほかにもあるかもしれませんが、こういったものをしっかり活用していただいて、いつ壊れるかもしれませんが老人憩の家です。できるだけ早いところでいろんな案が1つではなくて、この中だけでは収まらない方ってたくさんいると思うんです。いろんなものを準備していただいて、その中で御自身が利用したいものが見つかれば介護予防が進んでいくんじゃないかな、認知症予防が進んでいくんじゃないかなと思いますので、ぜひとも担当課には頑張ってくださいと思います。

これで、私の質問を終わります。

○議長 内海 猛年君

以上で、萩原議員の一般質問は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

再開は14時から行います。

午後1時51分休憩

.....

午後2時00分再開

○議長 内海 猛年君

再開します。

次に11番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

11番、日本共産党の川上です。発言通告に従い一般質問を行います。

件名1、学校施設環境改善交付金について。

文部科学省は公立学校体育館の空調設備について、2023年度から3年間に限り補助金を3分の1から2分の1に上げた。地球沸騰化と言われるほどの夏の高温から子供を守るためにも、頻発する自然災害の避難所としての役割からも、学校体育館の空調設備設置は緊急の課題である。国の財政措置を活用し、設置する考えはないのかを伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

お答えします。

学校施設環境改善交付金とは、児童生徒などの学習・生活の場である公立学校施設の整備をするに当たり、その実施に要する経費の一部を国が交付金として地方公共団体へ交付するものです。交付金の金額の算定は、地方公共団体が作成する施設整備計画に記載された事業について、国が示した算定式に基づき交付しています。このうち体育館への冷暖房設備整備事業については、交付対象事業の工事費の規模が決められており、下限が400万円、上限は7,000万円です。補助率は通常3分の1ですが、令和5年度から令和7年度に限り補助率を2分の1にかさ上げしているものです。

実際に学校で、夏場における体育館の利用はどうなっているかということも併せて御報告をさせていただきます。

現在の小中学校の体育館は、昭和40年代に完成してから50年余りが経過しています。当時と今では気候が大きく異なり、夏には真夏日や猛暑日を記録する日が連続しているのが実態です。このため文科省が策定した学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引きに基づき、各学校

で熱中症対策に努めているところです。夏の間における体育の授業ですが、6月の終わりから7月の中旬まではプール指導が行われており、体育館を使用する機会はほとんどありません。7月の下旬から8月は夏休みのため、体育館を使用することはほぼありません。小学校では10月の終わりに運動会を行っていますので、10月は運動会の練習などで体育の時間が増えます。その分9月の体育の授業を調整し、少ない時数としていますので児童は空調設備がある教室での授業が増えます。

このように学校では気象条件を考慮して、学校の時間割を工夫しているところです。このため、学校側から体育館へ空調設備を整備してほしいという要望は今のところありません。また、学校の放課後や週末には体育館を社会体育施設として貸出しを行っていますが、利用団体から空調設備の整備をしてほしいという要望は今のところありません。また、地域防災計画における小中学校の位置づけは指定緊急避難場所となっており、避難所として開設する場合は既に空調設備がある教室を使用する想定です。このような状況ですので現在の学校での体育館の使用状況などを踏まえると、学校教育課としては現時点で学校体育館へ空調設備を整備する予定はございません。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

今の課長の答弁ではですね、体育館をそういった場合に使用することはないので設置する考えはないということですが、ちなみに東京都などでは約8割の体育館に空調が整備されていますし、全国的には県内でも宗像市が来年度までに全小中学校で稼働させる。ほかにも粕屋町や志免町が今年度中に全小中学校の工事着工などに進み始めています。近隣の宮若市でも7つの体育館全てに設置されている。県内でも体育館への空調設置の個数は増えてきているという状況です。全国的には令和4年9月の時点で、3万5,437室のうち、5,422室の体育館に空調施設が設置されており、設置率は15.3%ということです。

それとこの空調をする場合には断熱性が求められるということも条件となっていますが、これはサッシの二重化とか断熱壁の大規模改修とかそういったものでなく、例えば窓ガラスにスモークフィルムを貼るとか、そういったことでも補助金の対象になるとなっています。

この交付税措置がですね、国の財政措置については学校施設環境改善交付金が50%のほか国土強靱化債が50%、緊急防災・減災事業債は70%が交付金ということですね。こういったものを利用して付けています。

これ、ただ単に体育館であるだけではなくて、児童生徒及び教職員が使用する全ての部屋が対象ということになっています。福岡県では約4割の特別教室の空調設置ができていないという状

況ですが、こういった点では芦屋町でこういったことを使って教育環境の整備、特別教室とかに使うことは考えられないのでしょうか。

○議長 内海 猛年君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

小中学校とも、現時点で普通教室及び特別教室への空調設備の設置は完了しております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

小中学校の特別教室は、実は完了しているということですが、先ほど言いましたように指定緊急避難場所として芦屋中学校や芦屋小学校、芦屋東小学校、山鹿小学校それと芦屋小体育館、それからまた武道館とかも指定されています。国はこういったところもこのような起債で活用できるとしてはいますが、これは数字的に見ればですね、今、芦屋町が過疎地域に指定されてから過疎債を受けていますけど、これと同水準な起債となっています。やはりこういった有利な起債を使って、災害対策とか熱中症対策等の整備を検討すべきではないかなと思います。

先ほど体育館を使わないと言われましたけど、しかし規模が大規模になった場合には学校教室だけでは足らなくなる場合もあるし、また武道館とか小体育館とかは、部活とか同好会とかも使いますのでそういった点では有利な起債を使って、空調設備の設置をすればどうですかと思いますよね。国のほうもメニューは様々あるので中学校の体育館だけではなく、いろんな施設がこの起債を使えると思いますけど、そういった点で今後、調査・研究をしていくということは考えられないのでしょうか。

○議長 内海 猛年君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

先ほどの答弁と繰り返しになりますが、小中学校の体育館については、建設から既に50年以上経過しているものでございます。文科省のホームページから一部引用させていただきますと、体育館の空調設備の設営に関しては、もともと体育館の構造上耐熱性が保たれていないということから建築に関する工事もある程度必要ということでホームページ上にも例示がされているところでございます。そのことを考慮いたしますと、事業費そのものは相当な額が想定されますので、ここでは今すぐ整備ということにはなりません、他自治体での動きを注視しながら情報収集には努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

ぜひ県内の動向とか、そういったものも注意をしてですね、空調設備の設置も検討していただきたいと思います。

続きまして、2件目。会計年度任用職員の処遇改善について。

日本の非正規雇用者はこの20年で約1.5倍に増加。賃金は正規雇用者の約67%にとどまり、格差が拡大しています。年収200万円以下のワーキングプアが広がり、非正規雇用者の増大が日本を賃金の上がない国にし、経済の長期低迷の大きな原因となっています。そこで伺います。

1、町の会計年度任用職員の処遇改善は待ったなしと考えますが、現状と今後の対応について伺います。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

会計年度任用職員の処遇につきましては、芦屋町としましては国からの通知の内容を踏まえ、会計年度任用職員の任期や勤務形態、近隣自治体の状況等を注視し対応することを基本としております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

それでは国の通達を踏まえて対応するとのことですが、まず期末手当の支給率は正規職員と比べてどうなっているのか、その点を伺います。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

期末手当につきましては、一般職職員と同じ率としております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 １１番 川上 誠一君

正規職員と同率になるということですが、それでは、勤勉手当については支給しているのか、その点について伺います。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

勤勉手当につきましては現在支給しておりませんが、今後支給するように準備を進めていく予定としております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 １１番 川上 誠一君

勤勉手当についても正規職員と同率で支給するというそういった考えでしょうか。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

支給するのであればですね、期末勤勉手当という言い方もしますので、同じ率で支給するというのを前提に検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 １１番 川上 誠一君

それでは、現在の会計年度任用職員の賃金はいくらになっているのか。給料表は福岡県の最低賃金 9 4 1 円を下回ることはないのか、その点について伺います。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

そうですね、給与改定につきましては福岡県の最低賃金を下回らないように、時間単価を算出して福岡県の最低賃金を下回らないようにその都度改定しております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

ちなみに平均的といいますか、会計年度任用職員の賃金はいくらに設定してありますか、分かりますか？

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

会計年度任用職員といいましても様々なパターンがございますので、一概に幾らと申し上げることはなかなか難しいかと思っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

とにかく最低賃金も941円ということなんで、当たり前の生活といいますか、そういったことを営むには時給1,500円。こういったところが今、相場の目指しているところになっています。そういったところをぜひ目指していただきたいと思います。

2点目に昨年の人勧による給与改定では、国も常勤職員に準じて4月に遡及して支給するように通知を出したが、町は4月に遡って引上げなかったのはなぜか、この点について伺います。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

町が4月に遡って引上げなかった理由につきましては、人事院勧告等に伴う給与改定について、年度ごとに任用する会計年度任用職員については、改定内容を翌年度から適用するというように規定した芦屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例があります。この規定に従ったためでございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

ただ全国的にも6割を超える自治体が4月遡及を実施しているのに、芦屋町が行わなかったということは大変残念なことでもありますし、同時に議会としてそのことをチェックできなかったことは本当に私自身も反省するものです。遡及しなかったということは同一労働同一賃金や職員平等の原則などに反するものがあると思います。

それではこの自治体職員が命と暮らしを支える役割を発揮するためには、安心して職務に専念できる賃金、制度、処遇が必要です。人権保障のとりでである地方自治体がその立場に立ち、ジェンダー格差を解消させ、安定した行政サービスを提供できる公共を取り戻すことが必要です。会計年度任用職員は女性が約7割を占めており、正規との賃金格差だけではなく男女の賃金格差を生んでいます。このことを深く反省し、芦屋町が率先して非正規雇用の待遇改善を進めることを求めてこの質問を終わります。

次に、ファミリーシップについて伺います。

性的少数者のパートナー関係を承認するパートナーシップ制度を導入している456自治体のうち、47%がカップルと生活を共にする未成年の子供との関係を証明できる制度やサービス、ファミリーシップ制度を取り入れており、福岡県も実施しています。そこで伺います。県内でこの制度を導入している自治体はどのくらいあるのかを伺います。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

福岡県内でパートナーシップ宣誓制度を導入している自治体は、今、御紹介ありました福岡県のほか北九州市、福岡市、直方市、田川市、古賀市、福津市、粕屋町、香春町、荏田町の6市3町になっております。

また議員が言われましたファミリーシップ、こちらを養育する子供との関係の証明というところで定義させていただくのであれば、ファミリーシップ制度との名称を表示の上で示しているところ、こちら、直方市、田川市、古賀市、福津市、粕屋町、荏田町の6市町となっております。しかし福岡県と残りの3市町もパートナーシップ宣誓制度の宣誓書受領証カード、こちらの裏のほうに子供の名前を記入することができることになっております。そのことによりましてその子を養育しているものと証明されますので、パートナーシップと同様の効力が生じるものとなっております。よって福岡県内ではパートナーシップ宣誓制度を導入している、福岡県と6市3町の全てでファミリーシップも導入しているものと考えられます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

パートナーシップ制度について先の議会で松岡議員も取り上げていましたけれども、福岡県内では先ほど言ったように、ファミリーシップを取り入れている自治体はまず福岡県。県自体がやっているという状況。それから福岡市、北九州市、直方市、田川市、古賀市、福津市、粕屋町、

香春町、苅田町こういった自治体がやっているということが私の調べではなっています。当然、福岡県が宣言しているので芦屋町もこの中に入っているという状況です。パートナーシップ宣言をしているところ自体もファミリーシップを宣言していると思います。ただ福岡県が入っていますが、自治体としてはパートナーシップ、ファミリーシップを宣言している自治体はやっぱり少ない状況ですが、例えば埼玉県では63市町村のうちパートナーシップ、ファミリーシップ制度を実施している自治体が31市町村、パートナーシップ制度のみの自治体が28市町村で、実施していないのは4市町村だけとなっており、市町村としてパートナーシップ、ファミリーシップを推進している自治体は94%に及んでいます。

それではこういった自治体独自でパートナーシップ、ファミリーシップを宣言している、こういった自治体で行う意義というのはなぜなのかということです。県は福岡県もやっていますが、こうした市町村独自で宣言した町と協定書を結んでいます。この福岡県とそれぞれの自治体が協定書を結ぶ、このメリットというのはどういったものがあるのでしょうか。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

今の御質問は制度を構築している県と市町村間での協定を結んでいる、そのお話ということでありますので、パートナーシップ制度の相互利用に関する協定を結んでいることになります。

内容としましては協定している市町村間での転出・転入があった場合に、それぞれで発行された宣誓書受領証カードが継続して利用できると制度上ではなっております。

福岡県が県内で制度を導入している市町村と協定を結んでいますので、芦屋町は県のパートナーシップを有効活用しておりますので、仮に県内の独自に宣誓している市町村からの転入がありましても、その宣誓書受領証カードをお持ちになっておれば芦屋町のサービスでも利用可能となっております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

LGBTQなどの性的少数者などのカップルの関係を公的に証明するパートナーシップ制度やその子供も対象にするファミリーシップ制度を導入することは、男女共同参画の中での多様な性を尊重する、意識の醸成の理解と促進を図ることになると思います。

それでは3点目のですね、こういったことを踏まえて町としてパートナーシップ制度とファミリーシップ制度を独自で宣言して実施すべきではないか、そういったことをやる考えはないのか

について伺います。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

性的少数者の方が望んでいることはパートナーシップ、ファミリーシップ共に、少しでも法律婚と同等の権利、義務を有することだと思います。

都道府県において制度が構築されていないのであれば、例えば先ほど川上議員から御紹介ありました埼玉県の場合、あれは県が設定しておりません。ですので、市町村独自で制定されているというところになります。

福岡県におきましては県で制度を構築しておりますので、町で制度を構築しなくとも県の制度をそのまま活用できることが可能ですので、改めて町のほうで制度を構築する必要性はそこまで高くないと考えておりますので、今のところ考えておりません。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

県がパートナーシップ宣言をしているのもう自然的に入っているから、町でする必要性っていうのが薄いということですけど、ただ福岡県のパートナーシップ宣言であればLGBTQの方はそういったことを宣言したいときには、福岡県庁に行かないとそれができないような状況だと思います。

町独自でやれば、その町の役場に行ってパートナーシップ宣言、ファミリーシップ宣言を行えるという点では、身近にパートナーシップ、ファミリーシップを宣言できるとなれば、当事者としては大きな違いがあるのではないかなと思いますけどその点はどうお考えでしょうか。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

川上議員おっしゃるとおりですね、市町村で独自にしているなどの違いは、町で宣誓するのか県庁で宣誓するかの違いになります。

私、先ほどの答弁でも申しましたが、性的少数者の方が望んでいることは同等の権利、義務を有するというところで、そちらの御希望についてはですね、県の宣誓制度で対応できることになっております。

確かに県庁まで行かないといけないという不便なところはあるかもしれませんが、その権利を有することができるという制度自体は確立しておりますので、そのように対応していきたいと思

っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 １１番 川上 誠一君

県もですね、本来の県だけではなく、各自治体でパートナーシップ宣言等をしてもらいたいという気持ちがありますが、県としてそれを指示するとか、推進するとかを県として各自治体に指導するわけにはいかないというところもあります。それによく言われるのが、町で宣言すれば個人のプライバシーが広がっていくんで、かえって県だったら町から遠いところなので分からないからそのほうがいいんじゃないかとかいうね、ことも言われていますけど、ただパートナーシップ宣言というのは自分たちは男性同士であろうと女性同士であろうと、ちゃんとしたパートナーであるということを公に認めてもらいたいという気持ちからパートナーシップ宣言を発言するんであって、そういった点で私は身近な町でパートナーシップ宣言ができることを男女共同参画の関係から見ても町でやっていただきたいと、強く要望してこの質問を終わります。

それでは第４点目のですね、子どもの権利条例の制定について伺います。

令和４年６月にこども基本法が公布され、令和５年４月に施行された。子供を取り巻く環境が大きく変化していています。また、全国的に子供の数が減少する中で児童虐待数は増加し、子供の権利侵害が増加している状況であります。

芦屋町としても子供が安心して育っていく環境を整えるために、子どもの権利条例の制定について伺います。

まず１点目に、町内の子供の虐待の現状について伺います。

○議長 内海 猛年君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 塩田 健司君

お答えいたします。

児童虐待とは保護者による子供への心身の成長、発達に有害な影響を及ぼす行為のことで、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の４つの種類に分類されています。芦屋町の令和５年度の新規相談件数は心理的虐待が５件、身体的虐待が４件、ネグレクトが３件、合計１２件となっています。

なお、この件数には通告を受けて調査した結果、児童虐待に当たらないと判断された件数も含まれております。心理的虐待では、子供の目の前で行われる夫婦間や他の家族への暴言、暴力、いわゆる面前ＤＶの件数が増えています。また、芦屋町要保護児童対策地域協議会におきまして、

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童である要支援児童の登録数は令和５年度末で２７件となっています。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 １１番 川上 誠一君

虐待の現状についてということで課が把握しているのは全体的には１２件ということですが、先ほど要保護者からのネグレクトなんかも報告されましたが、大体こういった子供の虐待については要保護者、特に実母からが調査されたところによると７３％、実父からが２４％ということで、実母がほとんどを占めるということになっていますし、年齢は０歳から小学生までが大体８０％を占めているということです。

子育ての大変さというのもありますし、孤立しているお母さんもいるのではないかと考えます。第一義的に児童の安全確認と家庭への支援に、課としても十分対応していただきたいと思います。

その点で第２点目のですね、子供の虐待に対する取組はどうなっているのかを伺います。

○議長 内海 猛年君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 塩田 健司君

児童虐待の通告があった場合の対応としましては、今年４月に設置しましたこども家庭センターの職員が中心となって、子供の安全確認や情報収集、関係機関との調整などを行います。福岡県が作成している緊急度アセスメントシートに基づき、緊急度合いに応じて児童相談所が緊急介入するケースや町が主体となって対応するケースがございます。また、福祉課、学校教育課や児童相談所、警察署など関係機関との定期的な会議や、必要に応じて個別ケース会議を開催するなど日頃から関係機関との情報共有・連携を図っております。

児童虐待防止の取組としましては、１１月の児童虐待防止推進月間に合わせて広報紙に啓発記事を掲載するほか、小中学校の児童・生徒には児童相談所虐待対応ダイヤル「１８９」いちはやくの周知のチラシを配付、保育所、幼稚園、小中学校の職員には、子供の異変に気付いた場合の通告などの協力依頼の文書を配付するなど、児童虐待防止の普及啓発に取り組んでいます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 １１番 川上 誠一君

国にもこども家庭庁が創設され、町にもこども家庭センターが設置された中で、児童虐待や引

きこもり支援等を含め24時間365日、いつそうした通報があるかもしれませんが、大変でしょうが、しっかりとした対応をしていただきたいというふうに思います。

それでは、こども基本法に関連して改正された児童福祉法で設立されたこども家庭センターの役割について、どのようなものを伺います

○議長 内海 猛年君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 塩田 健司君

今年4月1日に設置しましたこども家庭センターが担うべき主な役割としましては、これまでの子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点がそれぞれ有してきた母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊産婦と乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援、子供と子育て家庭の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく提供することや、個々の家庭の課題・ニーズに応えるために母子保健事業や家庭支援事業、その他の多様なサービスや地域資源を有機的に組合せ、サポートプランとして必要な支援内容を組み立てることなどが上げられます。

また、こども家庭センターには統括支援員を配置することとなっており、母子保健と児童福祉の職員がそれぞれの専門性を発揮しながら、統括支援員を中心とした一体的支援を行うことが求められております。

以上です

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

今後のこども家庭センターの拡充も必要だと考えますが、これらの施策を支えるために令和5年12月時点で調べてみますと、全国で86自治体で子ども権利条例や類似した条例が制定されています。福岡県内では9自治体制定しています。

それでは4点目のこども基本法に基づき、子供たちの意見を取り入れた芦屋町子ども権利条例を制定すべきではないか、この問題について伺います。

○議長 内海 猛年君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 塩田 健司君

今年度、本町における子ども・子育て支援事業やこども施策を推進するため、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「芦屋町こども計画」を策定することとしております。子供に関する条例の制定につきましては、こども計画の策定と併せて、子ども・子育て会議の御意見などを参考に検討してまいりたいと考えております。

以上です

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

子どもの権利条例の制定については、私が1回やりましたし、松岡議員も2回一般質問を行っています。私が平成28年に質問したときには、「新たな条例の制定は行いません。」でしたが、その後、松岡議員の質問に、「条例制定の検討をしたい。」との答弁をしています。令和5年の第2回定例会の松岡議員の質問に対し、「国が基本法の整備を行い、それに基づき自治体が条例制定を行うことが必要であり、調査研究を行いたい。」と答弁しておりますし、町長は、「子どもの権利条例の制定も含め、調査研究の時間をいただきたい。」と答弁しています。

こども基本法が施行されて1年が経過しています。この間ですね、調査研究における子どもの権利条例の進捗状況はどうなっているのか、その点について伺います。

○議長 内海 猛年君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 塩田 健司君

調査研究の進捗状況ですが、引き続き県内の市町村ですとか、一般財団法人地方自治研究機構が出しています全国の条例の制定状況、条例内容などを研究しながら進めてまいっているところでございます。

先ほどの答弁と繰り返しになりますが、今年度、芦屋町こども計画の策定を行いますのでその折に併せてですね、条例の制定等につきまして検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

前回の令和5年の質問に対しても調査研究を行いたいということで、1年たった今でも基本的には、「調査研究を行いたい。」という答弁でしたが、こども基本法も国がちゃんと制定して施行されている中ですので、早急にこの施策の法的根拠となる子ども権利条例、これを制定することがそういった子どもの権利や虐待やネグレクトに対する大きな力になると思いますので、ぜひ早急に施策の成立を図っていただきたいことを求めて、この質問を終わります。

○議長 内海 猛年君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。

次に4番、長島議員の一般質問を許します。長島議員。

○議員 4番 長島 毅君

4番、長島です。本日最後の一般質問です。お疲れのところだと思いますが、いましばらくお付き合いください。通告書に従い質問いたします。

件名1です。シティプロモーションの推進について。

シティプロモーションとは、地方自治体による地域活性化のための全ての活動を意味します。具体的には地方自治体による広報活動、あるいは営業活動と言えバイメージしやすいのではないのでしょうか。シティプロモーションの目的は、地域の魅力を発見し、その魅力を町内外の人に知ってもらい、観光や移住などによる地域活性を促すための戦略的取組です。その戦略のことを地域ブランディングといいますが、その取組を通して地域のイメージを向上させることや、移住者や定住者の数を増やすなど地域への人の往来を増やすことが挙げられます。シティプロモーションのゴールは、これらを実践することで地域の経済力を向上させ、魅力ある地域として人々に選ばれた町を目指すことと言われております。以上のことを踏まえて質問いたします。

要旨の1です。多くの自治体で取り組んでいるこのシティプロモーションですが、本町にもシティプロモーション係が新設されました。設置からまだ日は浅いのですが、まずは本町のシティプロモーション係の概要、目的などを伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

まず、シティプロモーション係の概要でございますが、シティプロモーション係は令和6年4月に設置された係で、主に芦屋町におけるシティプロモーションを担う係でございます。

令和6年3月までは当企画政策課は、企画係、地方創生推進係、広報情報係の3係でございました。しかし、自治体におけるシティプロモーションの重要性や国においてデジタル庁が設置されるなど、自治体DXの推進が求められていることから、当課を企画部門を担う企画係、広報広聴部門を担うシティプロモーション係、情報電算部門を担うデジタル推進係の3係に再編いたしました。

シティプロモーション係の体制でございますが、係長1名、係員3名、地域おこし協力隊2名、会計年度任用職員のデザイナーの1名、計7名体制でございます。シティプロモーション係の目的でございますが、芦屋町事務分掌規則に規定する所掌事務といたしましては、まずシティプロモーションに関すること。次に広報に関すること。それから町ホームページの企画及び管理に関すること。それから広聴に関すること。それからイメージキャラクターに関すること。最後にがんばれ芦屋町ふるさと応援寄附金に関することの6つであり、これらの所掌事務を行うことを目的に設置しております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

長島議員。

○議員 4 番 長島 毅君

では、シティプロモーションを通じて何を推進していくのかということでお聞きいたします。

令和6年度一般会計予算に、シティプロモーション費に約1億円計上されておりましたが、内容を教えてください。

○議長 内海 猛年君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

シティプロモーション係におけますシティプロモーション費の約1億円ということでございますが、これはシティプロモーション係全体の予算でございます。予算の内訳でございますが、主なものとしては、広報あしや発行に係る経費、ホームページの運用経費、地域おこし協力隊の方々の活動経費や住宅の借上料、デザイン業務を担う会計年度任用職員の給与、ふるさと納税に係る経費、PR用ポロシャツ製作の経費などを計上しております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

長島議員。

○議員 4 番 長島 毅君

シティプロモーション係の予算の詳細を今お聞きしたんですが、今おっしゃられた予算内容は係の再編以前からあった事業かと思いますが、今回のシティプロモーション係が新設されたことで何か新しい予算計上のものはありませんでしょうか、お伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

シティプロモーション係の新設に伴い、新たに令和6年度予算に計上したものは特にございません。

以上です。

○議長 内海 猛年君

長島議員。

○議員 4 番 長島 毅君

では、これまでの広報活動、情報発信、営業的活動と何か変わっていくのでしょうか。これま

での実績や今後の変更点、予定などあれば教えてください。

○議長 内海 猛年君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

シティプロモーション係における主な実績としましては、公式LINE、また必要な情報を取捨選択できるLINEのセグメント配信機能を導入したほか、プロモーションサイトのリニューアル、地域おこし協力隊の採用、観光大使としましてコンバット満さんの任命などを実施してまいりました。

次に変更点としましては、先ほども御説明いたしましたが、令和6年4月より組織機構を見直したことに伴いまして、シティプロモーション分野に専念できる体制が整ったこと、また、これまで2係で連携しながら実施してきたプロモーション業務、具体的には昨年度まではプロモーションサイト、芦屋町公式LINEやフェイスブックなどの運営は広報情報係で、地域おこし協力隊における情報発信や観光大使、ふるさと納税業務は地方創生推進係で行っていましたが、これらの業務をシティプロモーション係に集約することで、意思決定の迅速化や業務の効率化などにつながった点が大きな変更点でございます。

今後の予定としましては様々な情報発信ツールにより情報発信を行っておりますが、いま一度、効率的・戦略的な情報発信を行っていく上で、それぞれの情報発信ツールの特性や誰に何をどうやって配信していくかなどを整理し、必要な方へ必要な情報が届くよう情報発信数を増やすとともに、発信内容の充実等を予定しております。シティプロモーション係としまして、まだスタートしたばかりでございますので、まずはこれまでの取組をブラッシュアップしていくことが重要と考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

長島議員。

○議員 4番 長島 毅君

今後に期待しております。次にいきます。

要旨2です。では最初の答弁の中にありましたが、がんばれ芦屋町ふるさと応援寄附金、いわゆるふるさと納税を通じたシティプロモーションについてお聞きいたします。

ふるさと納税は2008年に創設し、20年弱経過しております。自治体にとってのメリットやデメリットいろいろございますが、地元産品を返礼品にすることで消費の拡大や地域のPR、観光のPRにつなげることができ、町外の方に芦屋町のファンになってもらい、町を応援してもらうことができます。また何より自治体の財源の確保につながります。また、寄附された方々は

ルールの中で税金の控除や使い道の選択ができるなどのメリットがあります。逆に残念ながら町内在住者は寄附はできても返礼品を頂くことができないため、現実的には町民からの寄附が少ないといったデメリットや税金が町外へ流れ出てしまうというデメリットもあります。

しかしながら総務省の発表では、令和4年度の全体の受入れ件数や受入れ額も9兆円を超え過去最高であり、まだまだ伸びる可能性を秘めておりチャンスかと思います。芦屋町でもこのふろさと納税の再検討が必要なのではないかと感じ、以下の質問をいたします。

まず、直近3年間の収入額や件数についてお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

直近3年間ということですので、令和3年度、それから令和4年度、令和5年度の納税額と寄附件数をお答えいたします。令和3年度は納税額4,368万5,380円、寄附件数5,248件です。令和4年度は納税額1億2,145万8,500円、寄附件数1万6,597件です。令和5年度は納税額4,440万9,500円、件数は3,794件でございます。以上です。

○議長 内海 猛年君

長島議員。

○議員 4番 長島 毅君

昨年度の寄附額が大変大きく落ち込んでいますが、いま一度理由を教えてください。

○議長 内海 猛年君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

寄附額が落ち込んだ理由でございますが、返礼品の調達費用など寄附を募るのに必要となる、経費基準の厳格化が理由でございます。

厳格化される以前から、ふろさと納税制度では寄附額の半分以上を自治体が独自の財源として活用できるよう、返礼品の調達費用など寄附を募るのに必要となる経費を寄附額の5割以下に抑えるよう総務省が基準を設けておりました。しかし、過度な返礼品競争で経費が5割を超える自治体が相次いだため、寄附を受領したことを示す書類の発送費用なども全て経費に計上した上で、5割以下にするよう令和5年10月1日より基準が厳格化されました。

これにより芦屋町の返礼品として人気のあったあまおうは、5割以上の経費が掛かっておりましたので、5割以下に収めるためには寄附額の引上げを行わざるを得ず、この結果お徳感等がなくなったことで寄附額が大幅に落ち込むこととなったものでございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

長島議員。

○議員 4 番 長島 毅君

分かりました。というか難しい内容でございましたけど、分かりました。経費の厳格化が大きな理由とのことでしたが、総務省の発表では納税額や件数もともに、先ほども申しましたが毎年増えております。厳格化により寄附額の引上げやお得感がなくなった後も件数を増やした自治体も多くあります。厳格化だけが理由ではないと思っておりますので、今後とも調査研究等よろしくお願いいたします。

次の質問にいきます。本一般質問の準備のため、私自ら芦屋町のふるさと納税ポータルサイト、5つありますが、5つ全てを何度かチェックさせていただいておりました。今年の1月から3月まで寄附できない、返礼品も選択できないといった、いわゆる準備中という表示をして全く稼働していなかった状態が見受けられました。販売期間も4月1日からとなっており1、2、3月は動いていなかったように思いますが、何か理由はありますでしょうか。あまおうのような果物などは収穫時期がありますので、このような事象が起こることは分かります。ただし、1年を通じて返礼できそうな喉あめや梅酒、芦屋釜ろん、いりこなどの加工品など全種類そういった状態だったと思いますが、何か理由はお分かりでしょうか。

○議長 内海 猛年君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

ふるさと納税サイトで寄附をですね、6年1月から3月までの間で受け付けてない返礼品が多数あったといったことの理由でございますが、これも経費基準の厳格化に伴う対応のために実施したものでございます。

令和5年9月28日付で総務省より発出された文書、ふるさと納税制度の適正な運用についてにおきまして、これまで指定取消し、いわゆるふるさと納税を受け付けることができなくなることを指しますが、この指定取消しの例外として認められていました寄附受付けから返礼品発送が年度をまたいでいることで、翌年度の経費が過大となった等が理由で、例外と認められない。これを理由としてふるさと納税ができないという例外に認められていたわけですが、これが「認めない」ということが明確に示されました。このため、芦屋町におきましては、寄附の受入れと返礼品の提供のタイミングがずれることで経費の見込みが立ちづらいこと、経費が5割を超えた場合に指定取消しとなること等を鑑みまして、年度をまたぐ寄附を受け付けないよう、ふるさと納税サイトで返礼品ごとに適宜寄附の受付けを停止しておりました。

他自治体ではどのように対応されたか詳細は承知しておりませんが、当町の令和5年度の対応が適切であったか等も含めまして、今後調査研究し、経費が5割以下となるよう適切に事務を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

長島議員。

○議員 4番 長島 毅君

はい、分かりました。寄附金の受入れと返礼品のタイミングがずれているとのことでしたが、そういった受入れと返礼品のタイミングのずれは今後も起こりうることであり、本年も来年も同じ条件だと思います。今後はできれば1年間の納税期間の4分の1、3か月ほど無駄にすることがないように対策のほうをお願いしておきます。

次にいきます。令和5年度のふるさと納税額から、いわゆる経費を差引いた芦屋町の実際のふるさと納税の収益についてお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

令和5年度のふるさと納税の収益でございますが、寄附額4,440万9,500円に対し、経費が2,185万6,254円ございましたので、差額の2,255万3,246円が収益でございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

長島議員。

○議員 4番 長島 毅君

では、本町民が他の自治体へふるさと納税を行った場合の町税への影響についてお伺いいたします。仮にですね、ふるさと納税という制度がなかった場合に課税される芦屋町住民税納税額、令和5年度の課税額はお幾らか分かりますか。

○議長 内海 猛年君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

多少ふるさと納税以外の寄附も含まれている可能性がございますが、令和5年度の寄附金税額控除の適用状況によりますと、502人の方が3,085万5,150円のふるさと納税をされ

ております。これに対する住民税の控除額が1,530万4,381円でございます。このため、ふるさと納税制度という制度がない場合は約1,555万円が芦屋町に納税されていたということになります。

以上です。

○議長 内海 猛年君

長島議員。

○議員 4番 長島 毅君

ということはですね、仮にふるさと納税がなかった場合の収入額が1,555万円ということですが、これは1,555万円の損失という認識でよろしいでしょうか。

○議長 内海 猛年君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

約1,555万円の損失という見方もできるものと考えておりますが、令和5年度のふるさと納税の収益が約2,255万円でございますので、ふるさと納税により差額の約700万円はプラスになったという見方もできると考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

長島議員。

○議員 4番 長島 毅君

赤字でなかった、マイナスでなかったということで安心しております。しかし、ふるさと納税にさらに力を入れ、町外から納税額を獲得しない限り貴重な町税が他市町村に流れる一方です。自主財源も38.3%です。将来的なことも考え、ふるさと納税で財源を確保するということをいま一度考えていただきたいと思います。ふるさと納税で損失した税額は現状ふるさと納税でしかカバーできないと考えておりますが、今後の取組等は検討しておりますか。

○議長 内海 猛年君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

ふるさと納税額の増に向けた今後の取組としましては、現在、中間事業者いわゆる自治体にかわり、ふるさと納税サイトの運営管理、寄附情報の管理、返礼品の受発注管理、返礼品開発支援等を代行する民間事業者と協議・調整中でございますが、主に2つ実施してまいりたいと考えて

おります。

1 点目は魅力ある返礼品の充実でございます。当町では人気のあまおう以外の返礼品、例えば他市町村では取り扱っていない芦屋町のみ取り扱っている返礼品を用意し、他市町村の返礼品との差別化を図り、寄附額の増を図りたいと考えております。

2 点目はふるさと納税サイト数の増でございます。現在当町では5つのふるさと納税サイトを活用しております。この数を増やすことで寄附受付等の窓口を増やしまして、寄附額の増に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

長島議員。

○議員 4 番 長島 毅君

隣町、遠賀町さんはですね、寄附金額が6億円を超えております。納税ポータルサイト数も10サイトありまして芦屋町の倍あります。多くの人の目に留まるようにもっとたくさんの納税ポータルサイトを活用するのはどうでしょうか。先ほども少し触れていただきましたが、手数料などの点で難しいのかお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

まず現状でございますが、中間事業者のふるさと納税サイトを軸として、先ほどと重複しますが5つのふるさと納税サイトを活用しております。現在、追加に向けた検討も進めているところでございます。

この検討の中でふるさと納税サイトを追加するメリットとしましては寄附窓口を増やし多くの寄附を受け付けられること。デメリットとしましては、サイト管理は返礼品を掲載したら終わりといったものではなく、返礼品の在庫管理などの作業が必要であり、相応の事務負担やサイト活用による経費の増等が伴います。このため、多くのふるさと納税サイトを追加することが当町にとって最善かというところではない部分もございますので、引き続き調査研究し、効果が見込めるサイトについては追加してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

長島議員。

○議員 4 番 長島 毅君

ポータルサイトのことについては分かりました。

次にいきます。町外在住職員ですね、芦屋町以外に住んでいる職員さんの芦屋町へのふるさと納税している人数、件数などは把握しておられますか。

○議長 内海 猛年君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

町外在住の職員が当町へ幾らふるさと納税を行っているか等は把握しておりません。

以上です。

○議長 内海 猛年君

長島議員。

○議員 4 番 長島 毅君

これは町外在住の職員の方にふるさと納税を強要するという意味では全くありませんが、これだけ関わっている芦屋町です。していない場合はふるさと納税しない理由が何かあるのではないかと思います。また、寄附していただいた場合も良い点、また逆に悪い点などふるさと納税改善のための1番いい意見やアイデアなどが聞けるのではないかと思います。町の職員さんは年齢や家族構成、また出身地、居住地の違いなど幅広い方々がいらっしゃいます。シティプロモーション系の7人だけで考えるのではなく、いろいろな視点の人の意見を聞くのも重要ではないかと思いますが、何かアンケートなど実施したことはありますでしょうか。

○議長 内海 猛年君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

これまで町職員に対し、ふるさと納税をしない理由等を調査したことはございません。しかしながら町職員、特に町外居住の職員にふるさと納税をしない理由等を調査することで問題点や課題を把握することができ、今後の対策に生かすことができると考えておりますので、実施に向けて調整してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

長島議員。

○議員 4 番 長島 毅君

次に魅力ある返礼品の充実について伺います。返礼品の中には芦屋産のアカモクのように非常に評価の高いものもあります。しかしやはり人気のあるのは、あまおうなど町外のものが多いためもっと芦屋産品、芦屋町事業者の返礼品を充実していただきたいと思います。それによって産

業の活性化、町のPRにつながるとは思います、いかがでしょうか。

○議長 内海 猛年君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

ふるさと納税制度の本来の意義を考えますと、芦屋産品や芦屋町事業者の返礼品を充実させることは非常に重要と考えております。一方でふるさと納税額の増に向けては、その他の商品、いわゆる県産品指定品や寄附に対応できる商品ロットや体制等を有する町外事業者を活用することも重要でございます。このため、芦屋産品や芦屋町事業者の返礼品の充実と県産品等の活用、両者は車の両輪のようなものでございますので、この2つを充実させることにより、芦屋町を応援したいと思ってもらえるファンを増やし、産業の活性化や町のPRにつなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

長島議員。

○議員 4番 長島 毅君

次に、寄附していただいた方々へのアフターフォローの点についてお伺いいたします。

町のPRやふるさと納税のリピーターにつなげるための返礼品に同封しているパンフレットやチラシなどがありますか。またこういうレビューがありますが、確認をされているのかお伺いしますが、その前に本日、資料添付していないのでレビューのほうを読ませていただきます。40代男性、「ワンストップ申請書に寄附者の住所氏名の印字がないわ、返信用封筒もついていない。財政上の理由なのでしょうが、ふるさと納税やるなら必要経費として割り切って対応していただきたいなと思いました。ほかの自治体はほとんどやっています。」もう1つ違う方ですが、「これまで幾つかの自治体にふるさと納税しましたが、ワンストップ特例申請に関して1番不親切な自治体だと感じました。寄附金受領証明書が送付されましたが、ワンストップ特例申請のための必要書類を郵送するための返信用封筒すら用意されていなかった。」こちら返礼品に対するレビューではなく、ワンストップ申請のことについてのレビューですが、こういったレビューを見過ぎたのか知らなかったのか、少し町の不手際かと感じますが、先ほどのパンフレットやチラシ、またこのレビュー返信のことについて御答弁を求めます。

○議長 内海 猛年君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

現状としましては返礼品に町が作成したパンフレットやチラシの同封はしておりません。ただし、事業者がおのこのPRのために独自でパンフレット等を同封している可能性はございますが、全てを把握できておりません。

また、レビューの確認や返信についてでございますが、まず芦屋町が中間事業者にその辺を委託しているということもありますので、今やっている返信等を芦屋町独自でやっているというよりは同じ一律でやっておりますので、もしも先ほどのレビューに関しましては、そのときたまたま入っていなかったといったことは考えられますが、町独自が手を抜いているといったことはなにもと認識をしております。

またレビューの確認や返信についてでございますが、レビューの多くが返礼品に関する内容であるため、まずは中間事業者がレビューの確認を行い、必要に応じてレビューへの返信を行っているといった状況でございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

長島議員。

○議員 4 番 長島 毅君

近隣市町村ではこういった苦情などに対しては、きちんとした誠意あるレビュー返信が見られます。しかしながら芦屋町のレビューに関して、そういった委託している中間事業者が万が一対応していないのであれば、業者に対して何かしらの対応または見直しなども検討してもいいのかと思います。このあたりの返信のことはすぐに改善できそうなことですので、対処しておいていただきたいと思います。レビューなどで返礼品を選ぶ方も多くいらっしゃいますし、それだけたくさんの方の目に触れることも視野に入れて、マイナスなプロモーションにならないよう対応していただきたいと思います。

次にいきます。私自身もふるさと納税をした経験が何度かありますが、自治体からの返礼品に町のパンフレットやチラシなどとともにお礼の挨拶などが添えられており、とても温かさを感じます。リピーターやファン確保のためにも、管理運営とサービスというものをいま一度再検討、再確認してみるのはいかがでしょうか、お伺いします。

○議長 内海 猛年君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

議員御指摘のとおりリピーターやファンを増やすためにも、お礼状等も含め、いま一度考える

時期にあると考えております。しかしながらパンフレットの印刷代等は経費となり、試算等が必要でございますので、今後調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

長島議員。

○議員 4 番 長島 毅君

もちろんお客様を増やすことも大事です。しかし、既に寄附してくださった方々にはもっと誠意ある対応をお願いしておきます。

今、少し経費のお話を課長のほうがされたので少し紹介したいものがあります。これ、私がふるさと納税したところから返信されてきた返信用封筒ですが、(返信用封筒が印刷されたA4サイズの紙を頭上に掲げて、議場にいる多くの人に見せる仕草をする)こちらですね、高知県のある町ですが、ちょっと添付してなくて見にくくてすいません。これ返信用封筒で裏が町のPRです。中はこのような返信用封筒になっているんですけれども、こちら普通のコピー用紙です。カラーコピーで対応されており、当然きちんと料金受取人払郵便になっております。自分で切手を貼る必要がないものですが、当然普通はこうだと思います。で、おそらく職員さんの手作りで作ったのだと思うんですけど、こういったイベントのPR、また、もう1枚はですね、自分の町の白砂青松と書いています。芦屋町と同じですけど、多分、多くの予算をかけずに作ってくれているのがあります。

対してもう1つ、こちらです。(返信用封筒が印刷されたA4サイズの紙を頭上に掲げて、議場にいる多くの人に見せる仕草をする)こちら「切手を貼りつけてください。」自分で切手を買って、寄附をしておきながら自分で切手を貼ってこの自治体に送り返さなきゃいけないような返信用封筒ですけど、これ紙もすごく良いです。質はいいですけども、これ残念ながら芦屋町の返信用封筒になっています。ちょっとびっくりしたんですけども、とともにショックをちょっと私受けました。

こういったほかの自治体にふるさと納税したことある方はもう一度ちょっと冷たい印象を感じて、なかなかリピーターになりたいと思わないような感じを受けております。先ほど課長がチラシやパンフの経費について答弁してくれましたが、何か大きな予算をつけずともアイデアや相手を思う気持ち1つで簡単にプロモーションができるのではないかと感じております。ふるさと納税は今や競争ですし、昨年度納税額が落ち込んでしまったのもこういったレビューバックのことやサービスにも原因があるのではないかと感じておりますので、ぜひ希望していただいた方の気持ちに寄り添って早急な対応のほう、お願いいたします。

では、次の質問にいきます。郷土愛のある方々や町外に出て行ってしまった方々へのPRはど

のようにしておりますか、お伺いたします。

○議長 内海 猛年君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

郷土愛のある方々へのPRは非常に重要と考えております。現在は、関東在住の芦屋町出身の方などで構成されます東京芦屋会や同窓会、転出者の方々等にふるさと納税チラシを配付するなどによりまして、ふるさと納税をお願いをしております。今後も機を捉えてPRをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

長島議員。

○議員 4 番 長島 毅君

次にいきます。令和8年度のレジャー港化はシティプロモーション絶好の機会だと思います。少しでも芦屋町に行ってみたいと思い、実際に来てみたという人たちがすぐにふるさと納税できる仕組みをつくるのはどうでしょうか。芦屋町に来てみたが、町から帰ってしまった後はなかなかその町のことを思い出さなかったりします。興味のピークは実際にこの町に滞在している、まさにそのときだと思います。レジャー港はボートやモーヴィ、芦屋釜の里などと比較すると、ターゲット層が広がるかと思います。ボートパークにも町外からも停泊する方もいるのではないかと思います。芦屋町に来町してくれた人たちが必ず立ち寄る場所になり、今後1番の観光スポットになるはずだと期待しております。

レジャー港に町内ですぐに使える商品券のようなものを返礼品としたふるさと納税自動販売機を設置するのはどうでしょうか。このふるさと納税自動販売機は大きなタッチパネル式で返礼品も選べますし、免許証などを読み込ませて手続きの簡素化もされております。例えば1万円寄附すれば3,000円分の商品券がその場で発行されるものです。県内では古賀市が古賀サービスエリアに、また全国ではゴルフ場やホテル、アウトレットや道の駅など、今どんどん増えている納税方法です。こういったものを設置し、納税してもらうとともに返礼品の選択はもちろん、港や町内での消費を促すのはいかがでしょうか、お伺いたします。

○議長 内海 猛年君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

ふるさと納税自動販売機の設置につきましては、現時点では考えておりませんが、集客の多い場所やお土産を多く取りそろえた場所などに置くことで一定の効果が期待できる可能性はあるのではないかと考えております。芦屋港のレジャー港化の進捗等も含めまして、今後、ふるさと納税自動販売機の設置については調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

長島議員。

○議員 4 番 長島 毅君

最後の質問になります。職員さんや定年された方、OB、OGさん、また郷土愛の強い町の方は芦屋町にふるさと納税をしたいけれど、あえてしない方がたくさんおられることと推察します。なぜかという貴重な町税が外に出ていってしまうからです。そういった芦屋町を愛してやまない方々に対し、ある手続きをしていただけたら少しのお礼として、芦屋産品を町から返すという、「他の自治体にふるさと納税をしま宣言」という取組はいかがでしょうか。この、名付けて「他の自治体にふるさと納税をしま宣言」をしてくれた方に数千円の芦屋産品、もしくは感謝券、町内商品券なるものを差し上げるといった取組は検討できませんか、お伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

「他の自治体にふるさと納税をしま宣言」という着想がユニークで興味深い提案とは思いますが、実施は難しいと考えております。詳細の調査研究はできておりませんが、実施する上では交付対象者が本当に他自治体にふるさと納税をしていないかを確認することが不可欠と考えており、当課で交付対象者の確認が行えるか。仮に行えたとしても相応の事務負担が発生するため、現在の人員でこれらの事務が行えるか、また実施効果が出るか等を考えますと実施は難しいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

長島議員。

○議員 4 番 長島 毅君

少し時間が余りましたので、元企画政策課長でもあり現在副町長、中西副町長にこのシティプロモーション、またふるさと納税に関して何か御意見あればお伺いしたいと思います。

○議長 内海 猛年君

副町長。

○副町長 中西 新吾君

今、ふるさと納税等について長島議員から御意見、御提案を頂きました。芦屋町のふるさと納税をボートレースに例えるなら、芦屋町は6号艇でスタートも踏み込まず安全に行ったわけですが、順位を上げるためにコーナーごとに「ツケマイ」を繰り返し行い、順位を上げていくもくろみで転覆には気を付けていこうというものです。課長もいろいろ答弁しましたが、今後も工夫をしていき、6号艇から少しでも内艇になるように取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 内海 猛年君

長島議員。

○議員 4番 長島 毅君

さすが6号艇の答弁、分かりやすくありがとうございます。

本日はふるさと納税中心に、シティプロモーションに関していろいろ質問させていただきました。やはり芦屋町がよくなってほしいという一心で少し厳しいことも言ってしまったかもしれませんが、新しくなったシティプロモーション係、そして芦屋町のシティプロモーション、今後も期待しております。

以上で、私の一般質問を終わります

○議長 内海 猛年君

以上で、長島議員の一般質問は終わりました。

----- . ----- . -----

○議長 内海 猛年君

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時24分散会
